

令和 7 年 6 月 24 日

関係各位

事業者等の参考のための感染症対策の解説（感染症対策解説）について

内閣感染症危機管理統括庁 事業者班

標記につきまして、今般、当庁 HP（下記 URL 参照）にて公開いたしましたので、次の通りご案内させていただきます。

本解説資料は、次なる感染症危機に備え、各業界団体において業種別ガイドライン等の策定を担当する者などが、感染症有事において業種別ガイドラインを作成する際の参考資料とすることを主たる目的として作成したものです

感染症有事における業種別ガイドライン作成の支援等にご活用いただくよう、お願い申し上げます。

掲載 URL：<https://www.caicm.go.jp/business/index.html>

（本件連絡先）

内閣感染症危機管理統括庁 事業者班

北 園、善

電話：03-6257-3085（直通）

事業者等の参考のための感染症対策の解説 (感染症対策解説)

新型インフルエンザ等対策のまん延防止対策に関する調査・分析業務

MRI 三菱総合研究所

2025年3月

先進技術・セキュリティ事業本部

目次

1章 はじめに ————— P3

- 1-1. 本解説資料の目的等
- 1-2. 本解説資料の利用方法

2章 本解説資料が対象とする感染症対策 ————— P17

3章 各感染症対策の解説 ————— P25

- 3-1. 手洗いやアルコールによる手指の消毒
- 3-2. マスクの着用
- 3-3. テレワークの実施
- 3-4. 非接触型の体温計やサーモグラフィーの設置
- 3-5. 共用部の清掃と消毒(環境衛生)
- 3-6. 換気や空気清浄の実施
- 3-7. パーティションの設置
- 3-8. 人と人との距離の確保
- 3-9. 部屋の占有率の制限
- 3-10. 時差出勤や時差利用の実施
- 3-11. 飲食に関する対策(時差利用、黙食)

巻末 ————— P134

1章 はじめに

1－1. 本解説資料の目的等

政府行動計画^[1]の改定

- 感染症発生時には、感染拡大のスピードやピークを抑制することで国民の生命や健康を保護することを目的とした適切なまん延防止対策を講じるとともに、ワクチン・治療薬等の確保を図りつつ、必要な医療提供体制を確保することが重要である。特に感染症発生初期においては（情報が少ない状況であり）、迅速かつ強力なまん延防止対策を実施することも想定される。
- 一方で、同時に国民の社会経済活動に大きな影響を与えるため、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えるとともに、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小や中止を図る等の見直しを行うこととなる。その際には、ワクチンや治療薬等による対応力の向上とともに、事業者において適切に感染症対策等の取組が行われた上で、状況の変化に応じた機動的な対応を行うことが必要となる。
- このような考えに基づき、新型コロナウイルス感染症への対応（以下、「新型コロナウイルス感染症対応」という。）で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すために、2024年7月に「**新型インフルエンザ等対策政府行動計画**」（以下、「**政府行動計画**」という。）の**全面改定が行われた**。

目的

- 政府行動計画(第3部第6章「まん延防止」及び同部第13章「国民生活及び国民経済の安定の確保」)において、国は、感染症有事に、**事業者向けの自主的な感染症対策**を促すための取組の検討・支援を行う必要があることが記載されている。
- 本解説資料は、**各業界団体において感染症対策のガイドライン(業種別ガイドライン)等の策定を担当する者など**が、感染症有事において業種別ガイドラインを作成する際の参考資料とすることを主たる目的とする。そのため、次の観点で取りまとめを行う。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対応で行われた種々の感染症対策のメニューの中から、**各業界団体(や事業者)の判断で、実施する感染症対策を取捨選択する材料を提示すること**
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対応で行われた種々の感染症対策の意義や実施方法について、**各業界団体や事業者がよく理解できるような説明を提示すること(事業者が顧客の理解を得るための説明を行うことができるようにする)**

目的(続き)

- なお、政府行動計画では、以下の点について、その重要性が記載されている。
 - ・ 国、都道府県、市町村、指定(地方)公共機関等による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うこと
 - ・ 全ての事業者が、自発的に職場における感染予防に取り組むこと
 - ・ 全ての事業者が、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討すること

対象とする感染症

- 新型インフルエンザは、ウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等により新型のウイルスが出現する可能性がある。さらに、未知の感染症である新感染症が出現する可能性もある。こうした**新たな感染症に対しては、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、パンデミックとなる恐れがあり**、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。
- そのため、政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、**新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性**を想定しつつ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示している。
- 本解説資料では、政府行動計画を踏まえて、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等を含む、幅広い**呼吸器感染症等を対象**とする。

参考:様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

- 政府行動計画は、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、以下の考え方を踏まえて、感染症有事のシナリオを想定している。
 - ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、**新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性**を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
 - ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない**発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。**
 - ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、**適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える**ことを基本とする。
 - ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う**感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定**とする。
- 具体的には、**前述の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう時期を区分し、それぞれの時期における対応方針と具体的な対策の選択肢を示している（次頁参照）。**なお、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでを対象に、**準備期、初動期、対応期という3つの時期区分を設定している。**

1-1. 本解説資料の目的等

参考：時期ごとの対応の大きな流れ（政府行動計画より）

時期	対応方針
1. 準備期 (発生前の段階)	水際対策の実施体制の構築、医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定、対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
2. 初動期 (国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階)	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が国内を含めて世界で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するために、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。
3. 対応期	(新型インフルエンザ等が世界で発生したと認められ、政府対策本部にて基本的対処方針が策定されて以降の段階であり、さらに以下の時期に分けられる。)
3-1. 封じ込めを念頭に対応する時期 (国内の発生当初)	国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、患者の入院措置や感染リスクのある者の外出自粛、さらに病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限など、封じ込めを念頭に強力な対策を実施する。
3-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期 (国内で感染が拡大し、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波を抑制するべく対応する時期)	国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や国民生活及び国民経済の維持のために最大限の努力を行う。 - ただし、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定されるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。 - 地域の実情等に応じて、都道府県や関係省庁が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
ア) 病原性及び感染性がいずれも高い場合	
イ) 病原性が高く、感染性が高くない場合	
ウ) 病原性が高くない、感染性が高い場合	
エ) こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合	
3-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
3-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(最終的に流行状況が収束する時期)	これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

対象とする感染症対策

- 本解説資料では、令和5年度委託事業（新型コロナウイルス感染症対応で事業者が実施したまん延防止対策について調査、分析、整理を行ったもの）で対象とした対策のうち、**幅広い業種**を対象に、各事業者が自主的に実施すると考えられる**強度の低いまん延防止対策※1**を取りまとめている※2。

※1 まん延防止対策の一覧と各対策の強度については「参考：まん延防止対策とその強度」（12頁）を参照。

※2 令和5年度委託事業で対象とした強度の低いまん延防止対策のうち、「現金の取扱いの回避」は、調査した範囲において有効性を示す証拠が得られなかったことなどから、本解説資料では対象外とした。また、「ハンドドライヤー」は、利用禁止による感染拡大防止効果は小さいと示唆される調査研究があることから、本解説資料では対象外とした。

1-1. 本解説資料の目的等

参考:まん延防止対策とその強度 ※11頁の参考

- 「まん延防止に関するガイドライン^[2] (31頁)」では「対応期」におけるまん延防止対策の一覧と各対策の強度がイメージとして示されている(下図)。

		対策の強度のイメージ	
		弱	強
第2節 患者や濃厚接触者 以外の住民に対す る要請等	(1) 外出等に係る要請		③ 都道府県間の移動の自粛要請 ② 営業時間の変更に係る要請と営業時間外に営業が行われている場所にみだりに出入りしないことの要請 ① 外出自粛要請
	(2) 基本的な感染対策に係る要請等	① 基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケットの徹底、手洗い・手指消毒、人混みを避けること等)	② 感染拡大につながる場面の制限(人と人との距離の確保、大声の制限、在宅勤務や時差出勤等の推奨等)
	(3) 退避・渡航中止の勧告等	○退避・渡航中止の勧告等	
第3節 事業者や学校等に 対する要請	(1) 休業要請や営業時間の変更等		② 営業時間の変更の要請等 ① 施設の使用制限や休業要請等
	(2) まん延防止のための措置の要請	(ア) 従業員に対する検査を受けることの奨励 (イ) 入場者の感染防止のための整理及び指導 (ウ) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止(エ) 手指の消毒設備の設備 (オ) 事務所・施設の消毒 (カ) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 (キ) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止	
	(3) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る命令等		① まん延防止等重点措置に係る命令 ② 緊急事態措置に係る命令
	(4) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る施設名の公表等		① まん延防止等重点措置に係る公表 ② 緊急事態措置に係る公表
	(5) その他の事業者に対する要請	① 職場における感染対策に係る要請(例えば、職場における換気、共用エリアや物品等の消毒、顧客への感染対策等の徹底を要請、従業員に基本的な感染対策等を勧奨／徹底を協力要請すること。) ② 重症化リスクが高く、集団感染が生じやすい施設等に対する感染対策の強化に係る要請(職員や利用者等の検査の強化、医療支援の体制確保や業務継続体制の確保等の実施)	③ イベント等における感染拡大防止に係る計画策定等の要請等(基本的な感染対策の徹底、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等の要請) ④ 出張の延期・中止の勧告 ⑤ 事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組の実施
	(6) 学級閉鎖・休校等の要請		○学級閉鎖・休校等の要請
第4節 公共交通機関に対する要請	(1) 基本的な感染対策に係る要請 / (2) 減便等の要請	○基本的な感染対策に係る要請	○減便等の要請

1－2. 本解説資料の利用方法

1-2. 本解説資料の利用方法

利用方法

- 本解説資料は、3章で、感染症対策ごとに「場面」、「実施にあたってのポイント」、「感染拡大防止効果」、「コスト」、「実施にあたっての留意点」、「事業者・従業員や利用者への働きかけの例」、「新型コロナウイルス感染症対応における業種別ガイドラインでの記載例・特徴的な対策例」を示している。次の感染症有事が発生した場合には、**感染症対策ごとに実施内容等を確認**頂きたい。

3章 各感染症対策の解説

3-1. 手洗いやアルコールによる手指の消毒
手洗いやアルコールによる手指の消毒

対策の概要 石けんや流水による手洗い・市販消毒液による手指消毒の実施。
※本対策は「政府行動計画」や「まん延防止に関するガイドライン」等において、基本的な感染症対策として求められている^[1,2]。

場面

- ほとんどの場面。

実施にあたってのポイント

適切なタイミングでの実施

- 食事の前、トイレ使用后、咳・くしゃみ、鼻をかんだ後、外出先から帰宅した後、不特定多数の人が触れる場所を触った後、病人のケアをした時、動物に触れた後等の適切なタイミングで消毒する^[3,4]。

適切な方法での実施

- 石けんでのみ洗いと流水による手洗いは30秒行う^[3,5]。
- 例えば、アルコール消毒は、米国CDCでは約20秒こすり合わせることを推奨している^[6]。アルコールが途中で乾いてしまう場合は、量が不足している可能性があるため、追加する^[6]。

適切なタイミングでの実施

手洗いの、5つのタイミング

外出先からの帰宅時や病人のケアをする時、食事の前や、咳やくしゃみ、鼻をかんだとき等は手洗いを実施する。

適切な方法での実施

石けんでのみ洗い・流水でのすすぎ 30秒

手洗い・流水でのすすぎに十分な時間をかける。アルコール消毒は液がなくなるまで20秒以上かかる分量をとり、こすりあわせる。

出典：内閣府「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき作成。1/15/2020
https://www.kantei.go.jp/fp/2020/04/15/covid19.html
出典：内閣府「まん延防止に関するガイドライン」に基づき作成。1/15/2020
https://www.kantei.go.jp/fp/2020/04/15/covid19.html

各感染症対策について、業種・業態を踏まえて業種別ガイドラインへどのように盛り込むべきかを判断。

留意点

- 本解説資料は、感染症有事において、業種別ガイドラインを作成する際の実施する感染症対策の選択肢として幅広い業種を対象に提示するものであるが、**本解説資料に記載の無い感染症対策を業種別ガイドラインから排除するものではない。**
- 本解説資料の内容は、主に新型コロナウイルス感染症対応の情報に基づいているが、次の感染症有事においては新型コロナウイルス感染症以外の新たな感染症が流行する可能性も想定される。病原体の性状に応じて、有効な対策等が異なることに留意していただきたい。
- 国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施することが考えられる。一方で、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えるとともに、状況の進展に応じて、対策の縮小や中止を図る等の見直しを行うことが重要である。
- そのため、実際の活用にあたっては、国や都道府県等からの情報を参考にしながら、**各作成主体において感染症対策の実施内容やその留意点などについて適宜情報を更新していただきたい。**その際、以下の点に留意していただきたい。
 - ・ 病原体の性状の違い（例. 感染力が強い場合は、感染機会そのものの低減を図るためにテレワーク勤務を推奨する）
 - ・ 流行の状況
 - ・ 業種・業態に応じた実施内容の調整（例. テレワークが難しい職場では時差出勤やシフト勤務などを行う）

1-2. 本解説資料の利用方法

参考文献

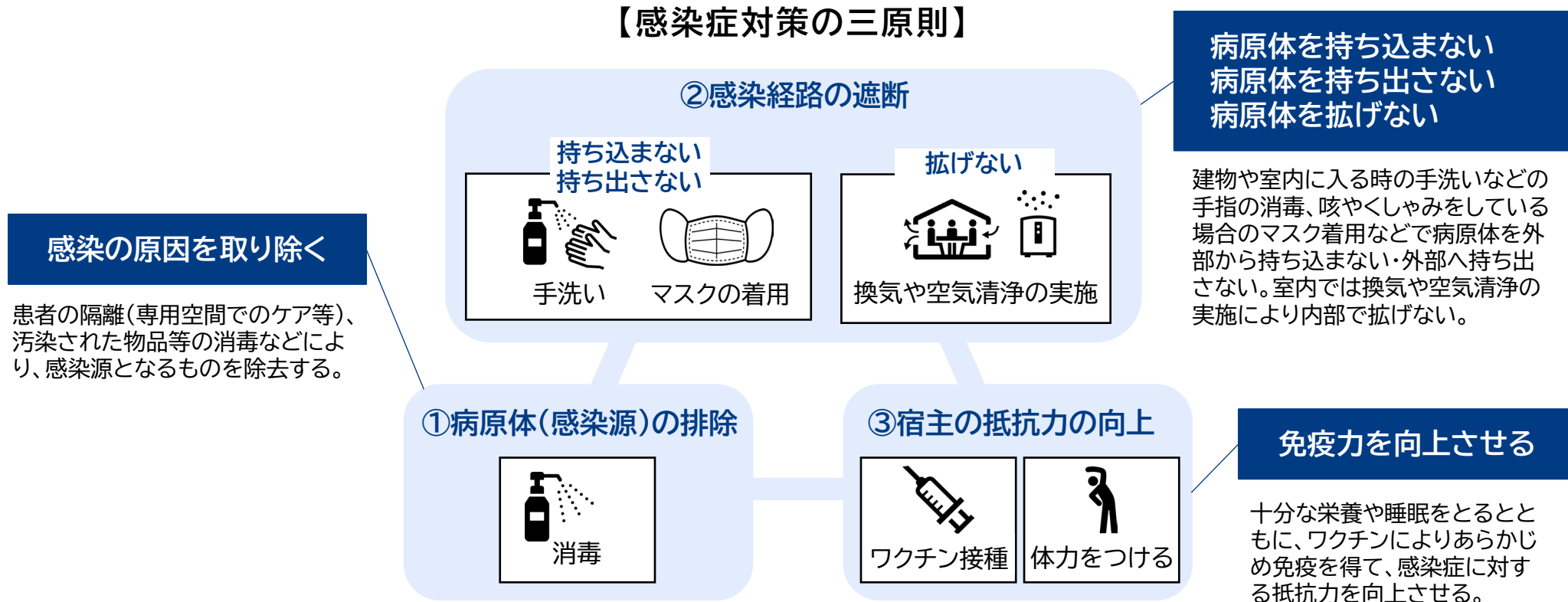
項番	文献情報
[1]	内閣感染症危機管理統括庁, 新型インフルエンザ等対策政府行動計画(令和6年7月2日), https://www.caicm.go.jp/action/plan/files/gov_action_plan.pdf
[2]	内閣感染症危機管理統括庁, まん延防止に関するガイドライン(令和6年8月30日), https://www.caicm.go.jp/action/plan/guideline/files/guidelines_05_2.pdf

2章 本解説資料が対象とする感染症対策

感染症対策の三原則

- 感染症は①病原体(感染源)、②感染経路、③宿主という3つの要因が揃うことで感染する。そのため、感染症対策においては、**これらの要因をできるだけ取り除く**ことが重要である。
- 本解説資料は、感染症対策の三原則のうち、主に**職場での「②感染経路の遮断」**を対象とするが、その他、「①病原体(感染源)の排除」の消毒なども対象としている。

【感染症対策の三原則】



出所)三菱総合研究所作成。

感染症対策の三原則(続き)

- 感染症対策の三原則のうち、「①病原体(感染源)の排除」、「③宿主の抵抗力の向上」も、事業者および従業員の双方が実施することが重要である。

①感染源(病原体)の排除

患者の隔離(専用空間でのケア等)、汚染された物品等の消毒などにより、感染源となるものを除去することである。職場においては、流行情報の把握等による感染症の兆候の早期発見、感染が疑われる症状が見られる従業員への休暇取得の勧奨などを通じて、職場から感染源となるものを遠ざけることにあたる。従業員においては、例えば、陽性と判明した際は出勤しないなどにより、感染源となり得る人物を遠ざけることである。

③宿主の抵抗力の向上

規則正しい生活、バランスの取れた食事、十分な休養・睡眠といった免疫力の向上、ワクチンの接種などにより、感染症に対する抵抗力を向上させることである。

- その他、家庭や従業員の家族が通う学校など、**職場以外でも感染症対策**を実施することが重要である(帰宅時・入社/退社時・食事の前・トイレの後の手洗い・手指消毒、トイレやドアノブ等の表面消毒、換気等)。

対象とする感染症対策

- 本解説資料は、新型コロナウイルス感染症対応を参考に、事業者や業界団体等が実施する感染症対策として、「基本的な感染症対策」に加えて、幅広い業種の職場において「①病原体(感染源)の排除」および「②感染経路の遮断」を行うために実施されると考えられる対策を含めた、**計11個の感染症対策**を対象とする。

【本解説資料で対象とする感染症対策】

分類	感染症対策の名称	概要
病原体を持ち込まない・持ち出さない	手洗いやアルコールによる手指の消毒	石けんや流水による手洗い・市販消毒液による手指消毒の実施。
	マスクの着用	マスクの着用。
	テレワークの実施	自宅などオフィス以外の場所での勤務。
	非接触型の体温計やサーモグラフィーの設置	職場等の利用者の発熱症状を確認するための非接触による体温測定の実施。
病原体を拡げない	共用部の清掃と消毒(環境衛生)	清掃や消毒液による環境表面(人が触れる可能性のある床、壁、ドアノブ、手すり、テーブルなどの物の表面)の消毒の実施。
	換気や空気清浄の実施	機械設備・窓開け等による換気の実施。窓開け換気の補完を目的とした空気清浄装置の使用。
	パーティションの設置	アクリル板等の仕切板の設置。
	人と人との距離の確保	物理的な対人距離の確保。
	部屋の占有率の制限	同一室内に同時に滞在する人数の制限や人・座席の配置の工夫。
	時差出勤や時差利用の実施	満員電車やエレベーター、食堂等に人が集中することを抑制するための始業・就業時刻等の変更。
全体	飲食に関する対策(時差利用、黙食)	社内食堂等での社食の時差利用の要請、従業員への黙食の要請、飲食店における利用者への黙食の推奨。

参考: 主な感染症対策の例とその位置づけ



参考：感染症対策の有効性

- 各感染症対策の有効性は、新型コロナウイルス感染症対応で事業者が実施したまん延防止対策の感染拡大防止効果等について調査、分析、整理を行った令和5年度委託事業での調査結果に基づくと、以下のように分類できる^[1]。
- 令和5年度委託事業で調査した研究結果は感染症一般に適用できる結果であるが、新型コロナウイルス感染症対応時に行われた研究であるため、新型コロナウイルス感染症の性状を念頭としている場合がある。

感染症一般に対する有効性が期待される対策

- 手洗いやアルコールによる手指の消毒
- パーティションの設置
- マスクの着用
- 人と人との距離の確保
- 共用部の清掃と消毒（環境衛生）
- テレワークの実施*
- 換気の実施
- 空気清浄の実施*
- 部屋の占有率の制限*

有効性に関する更なる研究が望まれる対策

- 非接触型の体温計やサーモグラフィーの設置
測定精度の限界等のため発熱者の検出は一部に留まる。スクリーニングや発熱者の入場を抑制させるためのものとしては有用との指摘等がある。
- 時差出勤や時差利用の実施
人の集中を抑制することは一定の効果があると考えられるが、令和5年度委託事業で調査した範囲では、定量的に評価した研究は存在しない。
- 現金の取扱いの回避
一定の効果は示唆されているが、令和5年度委託事業で調査した範囲では、定量的に評価した研究は存在しない。

※ *を付した対策については、シミュレーションや実験などで有効性が示唆されている対策である。

※ 飲食に関する対策（時差利用、黙食）は令和5年度委託事業では調査対象外であったため、本頁では割愛。

参考：感染症対策のコスト

- 各感染症対策の実施にあたっては、①対策実施に係る支出増および②客数制限等による収入減等の機会損失による経済的なコストがかかる点に留意する必要がある※。

※ 例えば、飲食店において、人と人との距離を確保する場合、①周知するための張り紙や床のサイン、案内板等の掲示や設置等のコストに加え②その分客の数が減り、売上が減少するというコストも生じる。

- 各感染症対策は、そのコストの特性に基づくと、例えば以下のように分類できる。

主に導入時に支出増となる対策

- テレワークの実施
- 非接触型の体温計やサーモグラフィーの設置
- 換気や空気清浄の実施
- パーティションの設置
- 時差出勤や時差利用の実施

主に運用時に支出増となる対策 (利用者への働きかけ含む)

- 手洗いやアルコール等による手指の消毒
- マスクの着用
- 共用部の清掃と消毒(環境衛生)

主に収入減等の機会損失を生じさせる対策

- 人と人との距離の確保
- 部屋の占有率の制限
- 飲食に関する対策(時差利用、黙食)

※ 感染症対策の並びは20頁の順。

参考文献

項番	文献情報
[1]	内閣感染症危機管理統括庁, 事業者における新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策に関する調査・分析業務, https://www.caicm.go.jp/citizen/corona/survey/r06_spread_prevention/index.html

3章 各感染症対策の解説

3-1. 手洗いやアルコールによる手指の消毒

3-1. 手洗いやアルコールによる手指の消毒

手洗いやアルコールによる手指の消毒

対策の概要

石けんや流水による手洗い・市販消毒液による手指消毒の実施。

※本対策は「政府行動計画」や「まん延防止に関するガイドライン」等において、基本的な感染症対策として求められている^[1,2]。

場面

- ほとんどの場面。

適切なタイミングでの実施

- 食事の前、トイレ使用后、咳・くしゃみ、鼻をかんだ後、外出先から帰宅した後、不特定多数の人が触れる場所を触った後、病人のケアをした時、動物に触れた後等の適切なタイミングで消毒する^[3,4]。

適切な方法での実施

- 石けんでのもみ洗いと流水による手洗いは30秒行う^[3,5]。
- 例えば、アルコール消毒は、米国CDCでは約20秒こすり合わせることを推奨している^[6]。アルコールが途中で乾いてしまう場合は、量が不足している可能性があるので、追加する^[6]。

適切なタイミングでの実施

手洗いの、5つのタイミング



外出先からの帰宅時や病人のケアをする時、食事の前後や、咳やくしゃみ、鼻をかんだとき等は手洗いを実施する。

出所)内閣感染症危機管理統括庁, X, 【こまめに手洗いをしましょう】,
<https://x.com/Kanboukansen/status/1251651187704643585> (閲覧日2025年1月6日)
 テキストボックスは三菱総合研究所の追記。

適切な方法での実施

石けんでのもみ洗い+流水でのすすぎ
30秒



手洗い・流水でのすすぎに十分な時間をかける。アルコール消毒は液がなくなるまで20秒以上かかる分量をとり、こすりあわせる。

出所)[左]Loose Drawing, 手洗いのイラスト(指先), <https://loosedrawing.com/illust/148/> (閲覧日2025年1月6日)
 [右]Loose Drawing, 手洗いのイラスト(男性), <https://loosedrawing.com/illust/21/> (閲覧日2025年1月6日)
 テキストボックスは三菱総合研究所の追記。

実施にあたってのポイント

3-1. 手洗いやアルコールによる手指の消毒

手洗いやアルコールによる手指の消毒

感染
拡大
防止
効果

- **【手洗い】** 流水での手洗いや流水と石けんを用いた手洗いは、病原体数を減少させることが実験で確認されている^[7]。
 - 手や指に付着した病原体の数は、流水による15秒の手洗いで100分の1に減り、石けんやハンドソープで10秒もみ洗いし、流水で15秒すすぐと1万分の1に減ることが実験で確認されている^[8]。
- **【手指消毒】** アルコール消毒液を用いた手指消毒は、皮膚上の病原体を不活性化することが実験で確認されている^[9]。また、アルコールを含んだウェットティッシュは、流水での手洗いやアルコール消毒液を用いた手指消毒には劣るが^[10,11]、手指の細菌やウイルスを減少させる効果が実験で確認されている^[12,13]。

従業員が実施する際のコスト

(1)導入にあたり生じるコスト

- 入場時等における手洗い場所ないしはアルコール消毒設置場所の設置に関わる費用が生じることが考えられる^[14]。
- 手洗いや手指の消毒を推奨するポスター等を制作・調達する費用が生じる。

(2)対策の実施中に生じるコスト

- 石けんや消毒液、ペーパータオル等の衛生用品や、消毒液ディスペンサー等の機器の調達費用が生じる^[4]。

利用者への働きかけに関わるコスト

(1)導入にあたり生じるコスト

- 入場時等における手洗い場所ないしはアルコール消毒設置場所の設置に関わる費用が生じることが考えられる^[14]。

(2)対策の実施中に生じるコスト

- 石けんや消毒液、ペーパータオル等の衛生用品や、消毒液ディスペンサー等の機器の調達費用が生じる^[4]。
- 利用者への声かけや周知徹底のための業務負担が生じることが考えられる。不特定多数の利用者が利用する店舗では、利用者が比較的固定化されている店舗よりも、より多くの声かけや周知徹底の呼びかけが必要となる可能性が考えられる。

コスト

3-1. 手洗いやアルコールによる手指の消毒

手洗いやアルコールによる手指の消毒

実施にあたっての留意点

従業員が実施する際の留意点

(1)準備・物品管理

- 研修等を実施し、正しい手洗い・消毒方法を従業員に周知することが求められる。
- 感染症危機において、消毒液等の品薄や買い占め等が起きる可能性があるため、あらかじめ消毒液等を確保しておくと同時に、迅速に現場に供給できるような体制を構築しておくことが求められる。また、手指消毒液等の必要な備蓄品のリストを作成し、想定される使用量をもとに、マスク等とあわせて必要量を確保することが望ましい^[15]。
- 手指消毒に関する物品は、劣化しにくい場所に保管するよう留意する^[15]。また、開封日を記載しておく等、劣化が懸念される消毒液は使用しないよう留意する。
- 病原体の種類によりアルコールへの抵抗性が異なる^[16]。実際の使用状況で効果があるものかどうかを十分に吟味し、使用目的にあった製品を選ぶことが求められる^[17]。また、ノロウイルス等のエンベロップ(外膜)のない病原体の場合は、アルコールによるウイルスの不活性化効果が限定的であるため^[18]、石けんによる手洗いを勧奨する。
- 消毒剤は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けて設置・保管する^[19]。
- ウェットティッシュを利用する場合は、ウェットティッシュの水分が蒸発してしまわないよう、高温や直射日光を避け、封を密閉して保管する必要がある。

(2)実施

- 手洗いの基本は水道水と石けんを利用し、手指の表面に付着した病原体等を洗い流す。水道水と石けんが利用できない環境ではアルコール消毒液（原則としてエタノール濃度70%以上95%以下、ただし、アルコール消毒の効果は病原体の種類に依存）を使用する^[17]。
- 次亜塩素酸ナトリウム水溶液など、手指消毒に使用できない薬剤もあるため、手指消毒に使用できる製品か、確認の上で使用する^[4]。特にメタノールのような人体への毒性が高い物質については、絶対に消毒用として使用しない^[20]。
- アレルギー等の背景によりアルコールの手指消毒の実施が難しい従業員への対応についても留意し、石けんと流水の用意等、従業員の事情やニーズに応じた対応を行うことが望ましい。
- 接客業務等では手袋を使うことにより、従業員の手洗い・手指消毒への意識が低くならないように留意する^[21]。
- 引火のおそれがあるため、火気の近くで消毒剤を使用しないようにする^[19]。

3-1. 手洗いやアルコールによる手指の消毒

手洗いやアルコールによる手指の消毒

実施にあたっての留意点(続き)

従業員が実施する際の留意点(続き)

(3)その他の対策

- 自動ドア等のドアに触れる必要のないシステムや形態が導入されていることが望ましいが^[22]、その導入費用が生じる点に留意する必要がある。

利用者への働きかけに関わる留意点

- 分かりやすい場所や入口、レジ、トイレ等、人が多く集まる場所に適切なタイミングで手指消毒ができるよう消毒液を設置したり、多くの利用者(外国人、高齢者等を含む)にとって理解しやすい案内表示を行うことが望ましい。
- 以下のような、利用者一人ひとりに配慮した案内を行うことが望ましい^[23]。
【例】
 - ・ 小さなお子様連れの方には、保護者の方から手洗い等を促すようにお願いします。
 - ・ 高齢者向けに手洗い場所のバリアフリー化を進める。
 - ・ アルコールにアレルギーのある方や手荒れのしやすい体質等、アルコール消毒の実施が難しい方には手洗い等の代替手段を働きかける。
- 室内に入ったタイミングだけでなく、咳やくしゃみ、鼻をかんだ後等のタイミングでの手洗いも周知することが望ましい^[24]。
- 手洗い後の手の乾燥にあたっては、共用タオルの使用は避ける。

3-1. 手洗いやアルコールによる手指の消毒

手洗いやアルコールによる手指の消毒

- 首相官邸と厚生労働省は、手洗いを推奨・促進する啓発資料として、正しい手の洗い方を説明するリーフレットを作成した^[左]。
- 事業者においても、手洗いやアルコールによる手指の消毒について啓発する資料を作成し、他の事業者においても活用できるよう公開・販売を行うケースがあった^[中央,右]。

【ポスター・案内表示板等の例】

事業者・従業員や利用者への働きかけの例



出所)厚生労働省, Q&A, 自治体・医療機関・福祉施設向け情報,
<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokikan-fukushishisetsu.html#h2.4>
 (閲覧日2024年9月26日)



出所)公益社団法人日本食品衛生協会, ポスター「食中毒・感染症を防ぐ! 衛生的な手洗い」A4判,
<http://suishinka.shop15.makeshop.jp/shopdetail/00000000104> (閲覧日2024年9月26日)



出所)ダイワインクス株式会社, 【ご自由にどうぞ】新型コロナウイルス感染症対策デザインPOPを無償提供【2023年1月31日新POP追加】, <https://daiwa-inx.co.jp/print/1069/> (閲覧日2024年9月26日)

3-1. 手洗いやアルコールによる手指の消毒

手洗いやアルコールによる手指の消毒

新型コロナウイルス感染症対応における
業種別ガイドラインでの記載例・特徴的な対策例

「体育館、水泳場、ボウリング場、運動施設、遊技場」

「Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(2023年改定版)」(2023年3月2日)

- 対人対応、接客、演出等で人と人との接触を伴う可能性がある場合は、前後で手指衛生(手洗いもしくは手指消毒)を行う
- 対面接客や接触を伴う場所には消毒液を設置することが望ましい

「医療サービス等」

「施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(第12版)」(2022年11月18日)

- 施術内容によっては手袋の使用も検討する。＜中略＞手袋を外したあとも手洗い・手指消毒などを徹底する。

「物流、運送」

「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(第6版)」(2022年12月27日)

- 保安検査場を通過した(又は通過前の)旅客に対して、手指のアルコール消毒を要請すること。

「生活必需物資供給」

「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」(2022年11月29日)

- 消毒による手荒れ防止等のため手袋を使用する場合であっても、手袋を使用していない場合と同様に、手洗い・手指消毒による感染防止の取組が必要であることを周知する。

「博物館、美術館、図書館」

「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(2022年12月1日)

- 洗面所・トイレ、ペーパータオルや個人用タオルを準備すること。
- アルコールの手指消毒が難しい利用者への対応についても留意する。

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。
※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

3-1. 手洗いやアルコールによる手指の消毒

手洗いやアルコールによる手指の消毒 参考文献

項番	文献情報
[1]	内閣感染症危機管理統括庁, 新型インフルエンザ等対策政府行動計画, https://www.caicm.go.jp/action/plan/files/gov_action_plan.pdf
[2]	内閣感染症危機管理統括庁, まん延防止に関するガイドライン 令和6年8月30日, https://www.caicm.go.jp/action/plan/guideline/files/guidelines_05_2.pdf
[3]	CDC, About Handwashing, https://www.cdc.gov/clean-hands/about/index.htm
[4]	厚生労働省, 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ), https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
[5]	WHO, WHO guidelines on hand hygiene in health care, https://www.who.int/publications/i/item/9789241597906
[6]	CDC, Hand Sanitizer Guidelines and Recommendations, https://www.cdc.gov/clean-hands/about/hand-sanitizer.html
[7]	厚生労働省, 新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう, https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000645359.pdf
[8]	森功次, et al. Norovirus の代替指標として Feline Calicivirus を用いた手洗いによるウイルス除去効果の検討. 感染症学雑誌, 2006, 80.5: 496-500., https://doi.org/10.11150/kansenshogakuzasshi1970.80.496
[9]	HIROSE, Ryohei, et al. Disinfectant effectiveness against SARS-CoV-2 and influenza viruses present on human skin: model-based evaluation. Clinical Microbiology and Infection, 2021, 27.7: 1042. e1-1042. e4., https://doi.org/10.1016/j.cmi.2021.04.009
[10]	OKADA, Junko; YAMAMIZU, Yukiko; FUKAI, Kiyoko. Effectiveness of hand hygiene depends on the patient's health condition and care environment. Japan Journal of Nursing Science, 2016, 13.4: 413-423., https://doi.org/10.1111/jjns.12122
[11]	森功次, et al. Norovirus の代替指標として Feline Calicivirus を用いた, 手指に添加したウイルスの速乾性消毒剤による擦式消毒, ウェットティッシュによる清拭および機能水を用いた手洗いによる除去および不活化効果の検討. 感染症学雑誌, 2007, 81.3: 249-255., https://doi.org/10.11150/kansenshogakuzasshi1970.81.249
[12]	LARSON, Elaine L.; COHEN, Bevin; BAXTER, Kathleen A. Analysis of alcohol-based hand sanitizer delivery systems: efficacy of foam, gel, and wipes against influenza A (H1N1) virus on hands. American journal of infection control, 2012, 40.9: 806-809., https://doi.org/10.1016/j.ajic.2011.10.016
[13]	OUGHTON, Matthew T., et al. Hand hygiene with soap and water is superior to alcohol rub and antiseptic wipes for removal of Clostridium difficile. Infection Control & Hospital Epidemiology, 2009, 30.10: 939-944., https://doi.org/10.1086/605322
[14]	内閣感染症危機管理統括庁, 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン 令和6年8月30日, https://www.caicm.go.jp/action/plan/guideline/files/guidelines_12_1.pdf
[15]	立道昌幸他, 厚生労働省, 「令和3年度新規採択課題 8. 職域における総合的感染症予防対策に資するガイドラインの作成、体制整備、ツールの開発に関する研究」 統合報告書 総合研究報告書(4/10)第8章, https://www.mhlw.go.jp/content/001275469.pdf

3-1. 手洗いやアルコールによる手指の消毒

手洗いやアルコールによる手指の消毒 参考文献

項番	文献情報
[16]	健栄製薬, 消毒薬の選び方, https://www.kenei-pharm.com/medical/countermeasure/choose/microbe08/
[17]	立道昌幸他, 厚生労働省, 「令和3年度新規採択課題 8. 職域における総合的感染症予防対策に資するガイドラインの作成、体制整備、ツールの開発に関する研究」統合報告書 総合研究報告書(3/10)第4章, https://www.mhlw.go.jp/content/001275466.pdf
[18]	一般社団法人アルコール協会, ノロウイルスに係るエタノール使用ガイドライン, https://www.alcohol.jp/download/noroguideline1.pdf
[19]	総務省消防庁, 新型コロナウイルス感染症対策に伴うアルコールの取扱い等について, https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/alcohol/anzen.html
[20]	独立行政法人国民生活センター, 除菌や消毒をうたった商品について正しく知っていますか?—新型コロナウイルスに関連して—, https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200515_2.html
[21]	公益社団法人日本産業衛生学会, 職場における新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル シリーズ4 接客業務における新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル, https://www.sanei.or.jp/files/topics/covid/COVID19MANUAL4-SERVICE_R1.pdf
[22]	厚生労働省, 高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版, https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf
[23]	高齢長寿医療研究センター, 高齢者のための手指衛生ビデオ, https://www.youtube.com/watch?v=5Hhh-65IzVc
[24]	MIYOSHI, Masahiro, et al. Environmental investigation of SARS-CoV-2 in a Karaoke bar: a survey for a cluster of COVID-19 in hokkaido, Japan, 2020. Jpn J Infect Dis, 2021, 74: 495-7., https://doi.org/10.7883/yoken.jjid.2021.021
[25]	公益社団法人 日本プロサッカーリーグ, Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(2023 年改定版), https://www.jleague.jp/img/pdf/2023_0302_01.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[26]	公益社団法人 全国柔整鍼灸協会, 施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(第12版), https://www.zenjukyo.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2020/04/COVID-19_guideline.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[27]	定期航空協会(一社)全国空港事業者協会, 航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン2022年12月27日改定(第六版), https://teikokyo.gr.jp/cms/wp-content/uploads/2023/09/267f88002832aa3276edd8c50a17e97f.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[28]	オール日本スーパーマーケット協会, 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会, 日本小売業協会, 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会, 一般社団法人 日本スーパーマーケット協会, 一般社団法人 日本専門店協会, 日本チェーンストア協会, 一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会, 一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会, 一般社団法人 日本百貨店協会, 一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会, 一般社団法人 日本ボランティアチェーン協会, 小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン2022年11月29日改正, https://www.depart.or.jp/news/files/%E5%B0%8F%E5%A3%B2%E6%A5%AD%E3%81%AE%E5%BA%97%E8%88%97%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%82%A6%E3%82%A4%E3%83%AB%E3%82%B9%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E6%84%9F%E6%9F%93%E6%8B%A1%E5%A4%A7%E4%BA%88%E9%98%B2%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%EF%BC%88%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%94%E5%B9%B4%EF%BC%91%EF%BC%91%E6%9C%88%EF%BC%92%EF%BC%99%E6%97%A5%E6%94%B9%E8%A8%82%EF%BC%89.pdf (閲覧日2024年9月4日)

3-1. 手洗いやアルコールによる手指の消毒

手洗いやアルコールによる手指の消毒 参考文献

項番	文献情報
[29]	公益社団法人 日本図書館協会, 図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン2022年12月1日, https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/guideline_20221201.pdf (閲覧日2024年9月4日)

3-2. マスクの着用

3-2. マスクの着用

マスクの着用

対策の概要

マスクの着用。

※本対策は「政府行動計画」や「まん延防止に関するガイドライン」等において、基本的な感染症対策として求められている^[1,2]。

場面

- ほとんどの場面。

適切な種類の選択

- マスクの種類により、捕集効率※やコストが異なるため、これらを考慮して適切な種類を選択する必要がある。
- マスクが品質基準を満たしているかを判断するための、「JIS T 9001」規格の表示を確認する^[3]。

※マスクが空気中の粒子を捕集する性能

実施にあたってのポイント



日本産業規格 JIS T 9001 一般用マスク 規格適合番号 G					
適合番号発行元: JHPA					
試験項目 規格値	PFE ≥ 95%	BFE ≥ 95%	VFE ≥ 95%	花粉 ≥ 95%	安全衛生 ・通気性
適合判定	○	○	○	○	○

PFE: 微粒子に対する効果
BFE: 細菌の飛沫に対する効果
VFE: ウイルスの飛沫に対する効果
花粉: 花粉に対する効果

マークが記載された
ものを選ぶ。

左図出所) 縦軸・横軸や文言は三菱総合研究所の追記。
ツカッテ, マスクのイラスト, <https://tsukatte.com/mask-05/> (閲覧日2024年1月6日)
株式会社ヴァン メディカル, ©N95マスク.png, <https://www.kansentaisaku.jp/download/@n95マスク/> (閲覧日2024年1月6日)
Illustimage, 無料の布マスクイラストフリー素材, <https://illustimage.com/?id=13211> (閲覧日2024年1月6日)
フリーアイコンズ, マスク(ウレタン)の無料アイコン・イラスト素材, <https://free-icons.net/life089/#google.vignette> (閲覧日2024年1月6日)
参考) 坪倉誠, 理化学研究所, 室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策(課題代表者: 理化学研究所/神戸大学 坪倉 誠) - 2021年3月4日 記者勉強会 発表資料, <https://www.r-ccs.riken.jp/wp/wp-content/uploads/2021/03/210304tsubokura.pdf>
右図出所)
日本衛生材料工業連合会, JIS T9001 に関する医療用マスク、一般用マスクの表示・広告ガイドライン, https://www.jhpia.or.jp/about/jis/img/jis-t-9001_guideline.pdf (閲覧日2024年1月6日)
テキストボックスは三菱総合研究所の追記。

3-2. マスクの着用

マスクの着用

実施にあたってのポイント(続き)

適切な着用方法での実施

- 鼻の形に合わせすき間をふさぐ。
- あご下まで伸ばし、すき間なくフィットさせる。
- 鼻だしマスクやあごマスク、すき間のある着用では十分な効果が得られないため、着用方法に留意する。

【適切な着用方法での実施】



出所)厚生労働省, 正しいマスクのつけ方, https://www.youtube.com/watch?v=KAOf_QVNPVI (閲覧日2024年11月11日)

3-2. マスクの着用

マスクの着用

感染拡大防止効果

- マスクにより自身が排出した飛沫等の拡散が抑制されることが、実験やシミュレーションで示されているため、感染者にとって周囲の人へ感染を拡大させない効果があると考えられる。また、マスクにより感染者が排出した飛沫等の吸入が一定程度抑制されることが、実験やシミュレーションで示されている^[4,5]。
- ただし、こうした有効性はマスクの素材や着用方法により大きく異なり、例えば不織布マスクは布マスクやウレタンマスク等に比べて飛沫等の捕集効率が高いことが実験やシミュレーションで示されている^[6,7,8]。
- マスクの感染防止効果は素材や着用方法によって幅があり、換気等との併用が重要であることが実験やシミュレーションで示されている^[6,7]。
- 不適切な装着法では飛沫の捕集効果が約2割下がること等が実験で確かめられており^[6]、適切な着用が求められる。

コスト

従業員が実施する際のコスト

(1)導入にあたり生じるコスト、および(2)対策の実施中に生じるコスト

- 必要量の調達、保管に伴う物的費用が生じる。

利用者への働きかけに関わるコスト

(1)導入にあたり生じるコスト

- マスク着用を周知するためのポスターや案内表示板等の作成、設置に伴う費用や業務負担が生じることが考えられる。

(2)対策の実施中に生じるコスト

- 利用者への声かけや周知徹底のための業務負担が生じることが考えられる。
- 未着用の利用者にマスクの着用を促すために渡すマスクの費用及び業務負担が生じる。
- マスク着用について、利用者とトラブルが発生した場合、解決のための業務負担が生じることが考えられる。

3-2. マスクの着用

マスクの着用

実施にあたっての留意点

従業員が実施する際の留意点

(1)選定・準備

- 下記を考慮したうえで、候補となるマスクを複数の型やサイズについて選択することが望ましい^[6,7,8,9,10,11]。
 - 感染リスクに応じた適切な性能、流行時での安定供給の可能性、マスクの密着性、装着の快適性、マスク1枚当たりの使用時間、コスト
- 特に、マスクの種類によって有効性が大きく異なることが明らかになっているため(「(参考)マスクの種類による性能の違い」の項を参照)、感染リスクに応じた適切な種類のマスクを選択することが望ましい。
- 特に感染拡大初期には、品薄や価格の高騰、非正規マスク(日本産業規格(JIS)の性能要件を満たした製品を模倣したマスクなど)の流通等が起きる可能性があるため^[12,13,14,15]、平時から必要な物資をリスト化するとともに、調達先・調達方法の確認や備蓄をしておくことが望ましい^[16]。

(2)保管

- 保管場所、備蓄品、在庫量、使用量を適切なタイミングで確認する^[16]。
- マスクの耳かけのゴム等は、高温・多湿の場所では劣化が早いため、劣化しにくい場所に保管することが望ましい^[16]。
- 食事等により、マスクを一時的に着脱する場合は、マスク表面から病原体を広げないため、ポケットなどでの保管は避け、表面同士が触れない状況で適切に管理する。

(3)指導・教育

- マスクは適切な着用方法に従わなければ十分な効果が得られないため、説明書等を確認し、着用方法を指導することが望ましい。
- マスクは着用中に不快感を伴うことがあるため、マスク1枚当たりの使用時間の経過とともに適切に着用されなくなる可能性がある点を踏まえ、教育・訓練を行うことが望ましい^[11]。
- 流行時には感染への恐怖に起因して、不必要にマスク等の個人防護具を使用しすぎることのないよう、適切な使用について教育を行うことが望ましい^[11]。
- 咳・くしゃみをする際は、マスクを着用する。マスクがない場合はティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる「咳エチケット」の対応を取ることが望ましい^[17,18]。
- 不織布マスクは基本的に使い捨てとし、布マスクを再使用する場合は毎回洗浄し、十分に乾燥させる。

3-2. マスクの着用

マスクの着用

実施にあたっての留意点(続き)

利用者への働きかけに関わる留意点

(1)実施の判断

- 流行している病原体の性状等や、人と人との距離、会話の有無、状況(屋内または屋外)に応じて、マスク着用の必要性は異なる可能性がある[下表]。

(2)実施の働きかけ

- 多くの利用者(外国人、高齢者等を含む)にとって理解しやすい案内表示を行うことが望ましい。
- マスク未着用者への対策として、マスクの配布や販売等をできるように備えることが望ましい。
- マスク着用が困難な利用者やマスク着用により危険が伴う乳幼児等には、ティッシュやハンカチの利用を働きかける、マスク着用を求めない等、利用者の事情やニーズに応じた対応を行うことが望ましい。このような利用者が差別・偏見等を受けないように対応する必要がある。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対応の例

新型コロナウイルス感染症対策において、当時の病原体の性状等を考慮したうえで、政府が示した【マスク着用の考え方】は以下のとおりである。ただし、この条件は、当時の新型コロナウイルス感染症の病原体の性状等を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症に限定した対応である。

【マスク着用の考え方】

2022年5月に、屋外においては身体的距離が確保できなくとも会話をほとんど行わない場合等ではマスク着用の必要がないことが政府の方針として明確化された。

	身体的距離(※)が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内(注)	屋外	屋内(注)	屋外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用の必要はない	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する	着用の必要はない

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など
出所)厚生労働省、マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて - 第85回(令和4年5月25日)新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード、<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000942851.pdf> より三菱総合研究所作成

3-2. マスクの着用

(参考)マスクの種類による性能の違い

実施にあたっての留意点(続き)

【様々なマスクやフェイスシールドの感染拡大防止効果】

マスクは素材によって効果に違いがある。また、正しく着用しない場合には十分な効果を得られない可能性がある。そのため、作業の強度や人との接触の頻度に応じて、適切な種類を選ぶことが重要であるとされている。

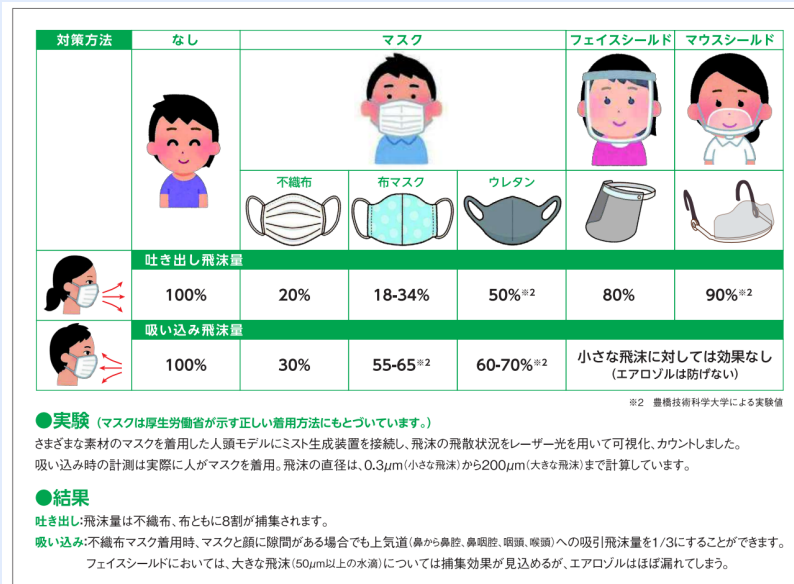


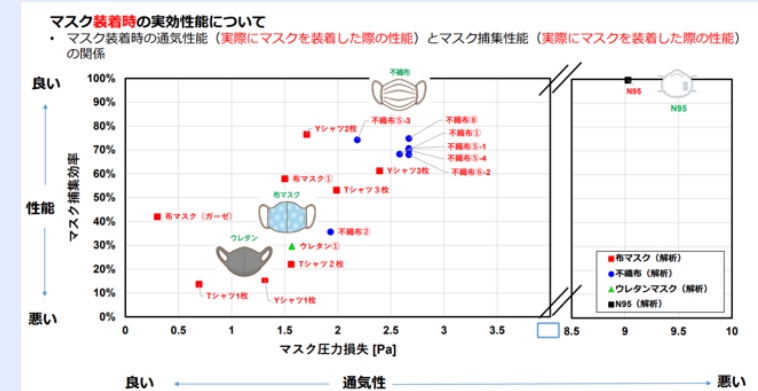
図1 マスクやフェイスシールドの効果 (スーパーコンピュータ「富岳」によるシミュレーション結果)

(豊橋技術科学大学・全音楽譜出版社、<https://www.tut.ac.jp/docs/201015kisyakaiken.pdf> より)

出所)(公社)日本産業衛生学会、接客業務における新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル、
<https://www.sanei.or.jp/files/topics/covid/COVID19MANUAL4-SERVICE R1.pdf>
(閲覧日2024年1月23日)

【様々なマスクの捕集効率(性能)と圧力損失(通気性)の関係】

実験とコンピュータシミュレーションによる研究では、マスクの素材ごとの「性能」と「通気性」の関係が評価されており、不織布マスクは布マスクやウレタンマスク等に比べて通気性は低いものの、飛沫等の捕集効率が高いことが明らかにされている。



出所)坪倉誠、理化学研究所、室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策(課題代表者:理化学研究所/神戸大学坪倉 誠) - 2021年3月4日 記者勉強会 発表資料、<https://www.r-ccs.riken.jp/wp/wp-content/uploads/2021/03/210304tsubokura.pdf> (閲覧日2024年1月26日)
参考)国立大学法人豊橋技術科学大学 Press Release - 令和2(2020)年度第3回定例記者会見, 2020年10月15日,
<https://www.tut.ac.jp/docs/201015kisyakaiken.pdf> (閲覧日2024年1月26日)

3-2. マスクの着用

マスクの着用

事業者・従業員や利用者への働きかけの例

- 自治体や事業者が、利用者にマスクの着用を働きかけることを目的としたポスターを作成した^[左]。
- 神奈川県は、飲食店事業者の持続可能な営業環境を維持するとともに、利用者が安心して利用できる店舗を目指し、基本的な感染防止対策およびマスク飲食を実施している飲食店事業者に「マスク飲食実施店認証書」を交付した^[中央]。
- 事業者は、従業員のマスク着用について、利用者に理解を求めることを目的としたポスターを作成した^[右]。

【ポスター・案内表示板等の例】



出所)茨城県境町、マスク着用のお願い/新しい生活様式ポスター、
<https://www.town.ibaraki-sakai.lg.jp/page/page002301.html> (閲覧日2024年11月11日)



出所)とつかNavi、マスク飲食実施店 認証制度とは、
https://www.totsuka-navi.jp/smart-bb/masukuinsyoku_ninsyou.html (閲覧日2024年11月11日)



出所)株式会社ユーコム、スタッフマスク着用ポスター A1
<https://d-ucom.co.jp/category/rental/item/index.php?id=1198>
 (閲覧日2024年11月11日)

3-2. マスクの着用

マスクの着用

**「体育館、水泳場、ボウリング場、運動施設、遊技場」
「Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(2023年改定版)」(2023年3月2日)**

- マスクは不織布製で隙間なく着用することが望ましい(飛沫感染防止)
- 更衣室など、近距離で人が集まり会話が発生する場所や、ベンチで近距離かつ長時間(15分以上を目安)会話をする場合はマスクを着用することが望ましい
- 来場時のマスク携行を求める。会話・一次的な歓声・声出し応援を含めて発声する場面では、発声する者のマスク着用(不織布マスクを推奨)、または発声中2m以上を目安に距離を空けることを求める。

**「医療サービス等」
「施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(第12版)」(2022年11月18日)**

- 施術時にマスクの着用が困難な場合を除き、患者には常時マスクの着用を促し、施術者もマスクなどの器具を使用するなど、施術者及びスタッフと患者の飛沫が直接触れない工夫を最大限に行う。
- 施術方法や施術部位等により、マスクなしで施術を行う場合、患者からの意思表示は会話以外でも行えるように工夫する。

**「生活必需サービス」
「ふるさとホームステイ(教育旅行民泊)受入地域団体に求められる「新型コロナウイルス感染拡大予防」の取組～参加する子供達・同行者や受入家庭等にとって安全・安心な受入に向けて～(第9版)」(2022年11月29日)**

- 病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じること

**「飲食料品供給」
「畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」
(2022年11月30日)**

- マスクを正しく着用し、使用したマスクは他の部屋に持ち出さず、マスクの表面には触れないようにしてください。また、マスクを外した後は必ず石けんで手洗いするようにお願いします。

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。
※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

3-2. マスクの着用

マスクの着用

業種別ガイドラインでの記載例・特徴的な対策例(続き)

「物流、運送」

「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(第6版)」(2022年12月27日)

- <中略>乳幼児及び病気や障害等でマスクの着用が困難な利用者に対しては、差別等が生じないよう配慮すること。
- 航空機内の利用者または乗務員に感染の疑いのある症状を示す者がいない場合はマスクを含み通常のごみとして扱ってよい。
- 航空機内の利用者または乗務員に感染の疑いのある症状を示す者がいた場合、当該者が使用もしくは応対に使用された全ての物資(食べかけの食事やペーパータオル、マスク等の使い捨て物資を含む)は有害廃棄物として取り扱うこと。
- 有害廃棄物はプラスチック袋に二重に梱包されるか、専用の袋に梱包すること。その際、ウイルス粒子の空中拡散を防ぐため、消毒剤は振りかけないこと。

「集会場、公会堂」

「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(2022年11月30日)

- 乳幼児のマスク着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨しません。2歳以上の就学前児についても、個々の発達状況や体調等を踏まえる必要があることから、マスク着用を一律には推奨しません。
- <中略>本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧に周知します。

「劇場、観覧上、映画館、演芸場」

「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン(第3.1版)」(2022年1月24日)

- マスクは飛沫拡散防止の効果があるため着用が望ましいが、表現上の問題を勘案して適宜判断する。
- マスクを着用せずに歌唱する場合、団員の距離は前後直線上に2m程度、左右は1m程度を確保し、団員同士が向かい合う配置は避ける。

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。
※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

3-2. マスクの着用

マスクの着用

新型コロナウイルス感染症対応における業種別ガイドラインでの記載例・特徴的な対策例(続き)

「劇場、観覧上、映画館、演芸場」

「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(2022年10月7日)

- マスクを忘れ、かつ着用に同意いただけたお客様に対して配布や販売可能な適切なマスク(不織布マスクを推奨する)を準備する。
- マスク着用を推奨する場面において、病気や障害によりマスクの着用等が困難なお客様への対応については、国や自治体等の対応指針等に添って適切に対応し、差別等が生じないよう十分に配慮する。
(参考HP)「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14297.html (厚生労働省)

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。
※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

3-2. マスクの着用

マスクの着用 参考文献

項番	文献情報
[1]	内閣感染症危機管理統括庁, 新型インフルエンザ等対策政府行動計画, https://www.caicm.go.jp/action/plan/files/gov_action_plan.pdf
[2]	内閣感染症危機管理統括庁, まん延防止に関するガイドライン 令和6年8月30日, https://www.caicm.go.jp/action/plan/guideline/files/guidelines_05_2.pdf
[3]	厚生労働省, マスクに関する日本産業規格(JIS)を制定しました, https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19244.html
[4]	UEKI, Hiroshi, et al. Effectiveness of face masks in preventing airborne transmission of SARS-CoV-2. MSphere, 2020, 5.5: 10.1128/msphere. 00637-20., https://doi.org/10.1128/msphere.00637-20
[5]	坪倉誠, 理化学研究所, 室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策(課題代表者;理化学研究所/神戸大学 坪倉 誠) - 2021年6月23日 記者勉強会 発表資料, https://www.r-ccs.riken.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/210623tsubokura.pdf
[6]	坪倉誠, 理化学研究所, 室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策(課題代表者;理化学研究所/神戸大学 坪倉 誠) - 2021年3月4日 記者勉強会 発表資料, https://www.r-ccs.riken.jp/wp/wp-content/uploads/2021/03/210304tsubokura.pdf
[7]	坪倉誠, 理化学研究所, 室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策(課題代表者;理化学研究所/神戸大学 坪倉 誠) - 2020年10月13日 記者勉強会 オンラインスライド(動画付き), https://www.r-ccs.riken.jp/outreach/formedia/201013Tsubokura/
[8]	LINDSLEY, William G., et al. Efficacy of face masks, neck gaiters and face shields for reducing the expulsion of simulated cough-generated aerosols. Aerosol Science and Technology, 2021, 55.4: 449-457., https://doi.org/10.1080/02786826.2020.1862409
[9]	STERR, Christian M., et al. Medical face masks offer self-protection against aerosols: An evaluation using a practical in vitro approach on a dummy head. PloS one, 2021, 16.3: e0248099., https://doi.org/10.1371/journal.pone.0248099
[10]	VERMA, Siddhartha; DHANAK, Manhar; FRANKENFIELD, John. Visualizing droplet dispersal for face shields and masks with exhalation valves. Physics of Fluids, 2020, 32.9., https://doi.org/10.1063/5.0022968
[11]	立道昌幸他, 厚生労働省, 「令和3年度新規採択課題 8. 職域における総合的感染症予防対策に資するガイドラインの作成、体制整備、ツールの開発に関する研究」 統合報告書 総合研究報告書(3/10)第4章, https://www.mhlw.go.jp/content/001275466.pdf
[12]	NHK, 新型肺炎 マスクがない! 15分で完売 定価の10倍以上で転売も 2020年2月5日, https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200205/k10012273651000.html
[13]	アスツール株式会社, PR TIMES, マスク価格に底打ち感, 在庫速報.com, マスク通販の最低価格がピーク時から9割下落し6円/枚に 2020年8月14日, https://prt-times.jp/main/html/rd/p/000000038.000021601.html
[14]	藤谷和広, 朝日新聞デジタル, 「マツキヨPB」と称し、マスク販売の疑い男ら逮捕 2021年6月16日, https://www.asahi.com/articles/ASP6J3JY6P6HUDCB00W.html

3-2. マスクの着用

マスクの着用 参考文献

項番	文献情報
[15]	興和株式会社, 三次元マスクの類似品について, https://www.kowa.co.jp/news/2020/news200513.pdf
[16]	立道昌幸他, 厚生労働省, 「令和3年度新規採択課題 8. 職域における総合的感染症予防対策に資するガイドラインの作成、体制整備、ツールの開発に関する研究」統合報告書 総合研究報告書(4/10)第8章, https://www.mhlw.go.jp/content/001275469.pdf
[17]	厚生労働省, 咳エチケット, https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html
[18]	内閣感染症危機管理統括庁, 基本的な感染対策, https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/files/infection_prevention.pdf
[19]	公益社団法人 日本プロサッカーリーグ, Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(2023 年改定版), https://www.jleague.jp/img/pdf/2023_0302_01.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[20]	公益社団法人 全国柔整鍼灸協会, 施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(第12版), https://www.zenjukyo.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2020/04/COVID-19_guideline.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[21]	一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構, ふるさとホームステイ(教育旅行民泊)受入地域団体に求められる「新型コロナウイルス感染拡大予防」の取組～参加する子供達・同行者や受入家庭等にとって安全・安心な受入に向けて～(第9版), https://www.kouryu.or.jp/service/pdf/cv19prevention9th.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[22]	公益社団法人 中央畜産会, 畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン(2022年11月30日改正), https://jlia.lin.gr.jp/data/2022/somu/guideline_20221130.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[23]	定期航空協会(一社)全国空港事業者協会, 航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン2022年12月27日改定(第六版), https://teikokyo.gr.jp/cms/wp-content/uploads/2023/09/267f88002832aa3276edd8c50a17e97f.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[24]	公益社団法人全国公民館連合会, 公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン, https://kominkan.or.jp/file/2020_2023_all_guideline/20221130_02guide_ver06.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[25]	一般社団法人 全日本合唱連盟, 合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン 第3.1 版 2022年1月24日 更新, https://jcanet.or.jp/news/JCAchorusguideline-ver3_1.pdf (閲覧日2025年3月19日)
[26]	クラシック音楽公演運営推進協議会, クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 令和4年10月7日改定, https://storage.googleapis.com/classicorjp-public.appspot.com/classic_guideline221007.pdf (閲覧日2025年3月19日)

3－3. テレワークの実施

3-3. テレワークの実施

テレワークの実施

対策の概要

自宅などオフィス以外の場所での勤務。

場面

- テレワーク勤務が可能な職種や場面。

労使による十分な話し合い

- テレワークの対象業務、対象となり得る労働者の範囲、実施場所、費用負担の取扱いなどについて、あらかじめ労使で十分に話し合い、定めておく^[1]。

従来の業務遂行方法や労務管理の見直し

- 不必要な押印や署名の廃止、書類のペーパーレス化、決裁の電子化などの既存業務の見直し・点検、コミュニケーションの円滑化への特段の配慮などが必要となる^[1]。

労使による十分な話し合い

対象業務	対象となり得る労働者の範囲	実施場所
申請等の 手続	人事評価制度	費用負担 の取扱い
就業規則	労働時間管理の 方法や中抜け時間 の取扱い	長時間 労働対策
通常又は 緊急時の 連絡方法	メンタルヘルス 対策、ハラスメント 対策	セキュリ ティ対策

あらかじめ労使で十分に話し合い、定めておく。

出所)厚生労働省, テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン,
<https://telework.mhlw.go.jp/info/pdf/000828987.pdf> をもとに三菱総合研究所作成
 テキストボックスは三菱総合研究所の追記。

従来の業務遂行方法や労務管理の見直し



既存業務の見直し・点検

不必要な押印や署名の廃止、書類のペーパーレス化、決裁の電子化、オンライン会議の導入などを検討することが望ましい。



円滑なコミュニケーション

業務を円滑に進める観点から、コミュニケーションの円滑化に特段の配慮をすることが望ましい。

出所)厚生労働省, テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン,
<https://telework.mhlw.go.jp/info/pdf/000828987.pdf> (閲覧日2025年1月6日)

3-3. テレワークの実施

テレワークの実施

感染拡大防止効果

- テレワーク勤務による出勤者数の削減により、感染機会そのものの低減を図ることが期待される^[2]。

(参考) 新型コロナウイルス感染症時の研究が示すテレワークの感染症対策としての有効性

- 2020年3～4月のテレワーク勤務者は非テレワーク勤務者に比べ、1か月以内に発熱した割合が優位に低かったことがアンケート調査の分析で示された^[3]。
- 労働者の55%以上がテレワークを実施することで新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加を抑えられることがシミュレーションで推測された他^[4]、テレワークが可能な労働者(全労働者の43%)のうち49%がテレワークを行うことで、テレワークを行わない場合に比べて、人口当たりの新型コロナウイルス感染症のピーク時の感染者数を80%程度に抑制できるということがシミュレーションで推測された^[5]。

従業員が実施する際のコスト

(1)導入にあたり生じるコスト

- テレワークを実施するためのITシステムの導入費用が生じることが考えられる。また、導入したITシステムやツールの使用方法を従業員に教える教育コストが生じる。
- 就業規則の見直し等に伴う業務負担が生じることが考えられる。

(2)対策の実施中に生じるコスト

- テレワークを継続するためのITシステムの運用費用が生じることが考えられる。従業員間のコミュニケーションや情報共有のためWEB会議システムやチャットツール、クラウドストレージ等を導入する場合、その運用費用が生じる。
- 通信費や光熱費の補助のために従業員への在宅勤務手当等の支払いが生じることが考えられる。2020年に行われたアンケート調査では、毎月手当を支給している会社のうち、月額3,000～5,000円程度の手当を支給していた会社が最多で、約4割との結果が示されている^[6]。一方で、オフィスの電気代などの運用コストや通勤手当等の削減が可能になる他、より小さなオフィスや都心部以外のオフィスへの移転による賃料の縮小なども可能になると考えられる^[7]。
- 2020年6月に実施されたアンケートでは労働者の82%、企業の92.3%が出社勤務と比較して、テレワークの生産性が低いと回答した^[8]。一方で、同年の業種別比較では、テレワークの実施率が高い業種の方が低い業種よりも前年(2019年)と比較して活動量が減っていない傾向が見られ、テレワークの実施ができた業種では新型コロナウイルス感染症の業務への影響を抑制できていたと考えられる^[9]。

コスト

テレワークの実施

事業者における留意点

(1)導入の判断

- テレワークの実行可能性は、企業規模、産業、職種等による違いが大きいことが明らかになっている^[7]。特に、エッセンシャルワーカー（医療福祉、教育・保育、運輸・物流、公共機関や行政、小売業等のライフライン）や建設業、サービス業等の業種はテレワークを行いにくいいため、これらの業種では別の対策が必要となることに留意する^[4]。

(2)実施

- コミュニケーション不足や情報セキュリティ事故を防ぐための環境整備や労務管理上の工夫が必要になることが考えられる^[1]。
- テレワークが主体となり、インターネットトラフィックが大幅増加する可能性がある^[8]。そのため、回線の冗長化や増強などの情報通信インフラにおける対策の検討が必要となることが考えられる。
- テレワークにおける人事評価の適切な実施や、管理職による適切なマネジメントを行うため、オフィス勤務に比べて業務負担が増える可能性がある。
- その他、テレワークの実施上の留意点にあたっては関係省庁のガイドライン等も参照頂きたい^[1]。

従業員が実施する際の留意点

(1)実施

- テレワークは、自宅で行う在宅勤務、サテライトオフィスやコワーキングスペース、シェアオフィス等で行うサテライトオフィス勤務、喫茶店・共用施設等で行うモバイル勤務など実施場所により分類される^[10]。自宅からの移動を伴うサテライトオフィス勤務、モバイル勤務は、在宅勤務と異なり、移動の過程で感染リスクが伴うことに留意する。
- 在宅勤務は、通勤やオフィスにおける不特定多数との接触を削減でき、一定程度の感染リスクの低減が期待できる。一方で、家庭内で感染が広がるケースも考えられ、在宅勤務者の感染リスクが全くないとは言えないことに留意する。

(2)影響

- テレワークを長時間続けることにより、身体活動量の低下や自宅等のオフィス環境と比較して設備が不十分な環境下での長時間の作業による肩こりや疾患リスクの増加など身体的健康への影響や^[11,12]、不安・抗うつ増加などメンタルヘルスへの影響が指摘されている^[13]。

3-3. テレワークの実施

テレワークの実施

- 沖縄県南城市役所は、自治体住民に対しテレワークの推進を含む感染拡大防止のポイントをおさえたリーフレットを作成した^[左]。
- 厚生労働省は、国民に対し感染拡大防止にあたってのテレワークの重要性を指摘したリーフレットを作成した^[右]。

【ポスター・案内表示板等の例】

再びの感染拡大を防ぐには、これからの皆さまのご協力が必要です。

ポイントをおさえて生活しよう!

- 外出は**すいた時間と場所**を選んで。
特に平日・休日ともに**混雑した場所での食事**は控えて。
- **卒業旅行、謝恩会、歓送迎会**は控えて。
花見は宴会なしで。
- 仕事は組織トップが決意を示し、**リモートワーク**で。

「ありがとう」が感染予防の輪をつくる

内閣官房
新型コロナウイルス感染症対策推進室

出所) 沖縄県南城市役所、感染リスクが高まる「5つの場面」。
<https://www.city.nanjo.okinawa.jp/kurashi/kenkou/fukushi/kenkoudukuri/1578994255/> (閲覧日2025年1月16日)

事業主、企業の労務担当者の皆さまへ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

テレワークを有効に活用しましょう

～新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワーク実施～

テレワークの活用

テレワークとは、インターネットなどのICTを活用し自宅などで仕事をする、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも、有効な働き方です。

テレワークの効果

企業のメリット

- 非常時に感染リスクを抑えつつ、事業の継続が可能
- 従業員の通勤負担の軽減が図れる
- 優秀な人材の確保や、雇用継続につながった
- 資料の電子化や業務改善の機会となった

労働者のメリット

- 通勤の負担がなくなった
- 外出しなくて済むようになった
- 家族と過ごす時間や趣味の時間が増えた
- 集中力があがり、仕事の効率が良くなった

出所) 厚生労働省、テレワークを有効に活用しましょう～新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワーク実施～、
<https://telework.mhlw.go.jp/info/pdf/000777425.pdf> (閲覧日2025年2月12日)

テレワークの実施

「教育施設」

「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン第七版」(2022年11月14日)

- 学生や教職員の感染が確認された場合、オンライン授業への切替又はクラス閉鎖を判断する。

「医療サービス等」

「施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(第12版)」(2022年11月18日)

- 施術以外の業務を行う部門(経理等の事務作業)は可能な限り、自宅等でのテレワークを推奨する。

「インフラ運営等」

「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(2022年12月9日)

- 感染状況等に応じて、課単位で複数チームに分かれ、出社勤務と在宅勤務の交代制で勤務するスプリットチーム制を実施する。

「個人向けサービス」

「コールセンターにおける新型コロナウイルス感染症対策に関する指針」(2022年11月30日)

- 新型コロナウイルス感染症に不安を感じる従業員に対しては、在宅勤務、時差出勤、時短勤務、シフト調整、特別休暇等の対応をお願いします。

「企業活動、治安維持」

「警備業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(2022年11月30日)

- 感染拡大期には、テレワーク(在宅やサテライトオフィスでの勤務)、時差通勤、ローテーション勤務(就労日や時間帯を複数に分けた勤務)、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態や通勤方法を検討し、公共交通機関の混雑緩和を図ることとする。
- 感染した警備員の復帰に当たっては、(中略)勤務時間の短縮やテレワークの活用など、負担軽減に配慮した無理のないものとする。

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。
※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

3-3. テレワークの実施

テレワークの実施 参考文献

項番	文献情報
[1]	厚生労働省, テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン, https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html
[2]	立道昌幸他, 厚生労働省, 「令和3年度新規採択課題 8. 職域における総合的感染症予防対策に資するガイドラインの作成、体制整備、ツールの開発に関する研究」 統合報告書 総合研究報告書(3/10)第4章, https://www.mhlw.go.jp/content/001275466.pdf
[3]	KAWASHIMA, Takayuki, et al. The relationship between fever rate and telework implementation as a social distancing measure against the COVID-19 pandemic in Japan. Public Health, 2021, 192: 12-14., https://doi.org/10.1016/j.puhe.2020.05.018
[4]	KARAKO, Kenji, et al. Shifting workstyle to teleworking as a new normal in face of COVID-19: analysis with the model introducing intercity movement and behavioral pattern. Annals of Translational Medicine, 2020, 8.17: 1056., https://doi.org/10.21037/atm-20-5334
[5]	CHIBA, Asako. The effectiveness of mobility control, shortening of restaurants' opening hours, and working from home on control of COVID-19 spread in Japan. Health & Place, 2021, 70: 102622., https://doi.org/10.1016/j.healthplace.2021.102622
[6]	エンワールド・ジャパン, 在宅勤務における企業の従業員サポート調査, https://www.enworld.com/newsrelease/survey-20201225.html
[7]	亀井卓也; 大澤遼一. テレワークによる働き方改革の課題と処方箋. 知的資産創造』2017 年, 2017, 7: 36-49., https://www.nri.com/content/900034437.pdf
[8]	内閣官房成長戦略会議事務局, コロナ禍の経済への影響に関する基礎データ, https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/seichosenryakukaigi/dai7/siryou1.pdf
[9]	経済産業省, テレワークが産業に与える影響; 事業継続に強い力を発揮, https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/minikaisetsu/hitokoto_kako/20220218hitokoto.html
[10]	厚生労働省, テレワークについて, https://telework.mhlw.go.jp/telework/about/
[11]	オムロン, 【テレワークとなった働き世代1,000人へ緊急アンケート】新型コロナウイルスによる、働き方・暮らしの変化により「肩こり」「精神的ストレス」などの身体的不調を実感, https://www.healthcare.omron.co.jp/corp/news/2020/0428.html
[12]	日本生活習慣病予防協会, テレワーク・自宅待機による運動不足で生活習慣病のリスク, https://www.tairyoku.or.jp/information/images/tanakacolumn2020.4.24.pdf
[13]	佐々木那津; 川上憲人. 新型コロナウイルス感染症流行と労働者の精神健康: 総説. 産業医学レビュー, 2021, 34.1: 17-50., https://doi.org/10.34354/ohpfrev.34.1_17
[14]	日本語教育機関団体連絡協議会, 日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン第七版, https://www.nisshinkyō.org/news/pdf/covid19/covid19guideline7.pdf (閲覧日2024年9月4日)

3-3. テレワークの実施

テレワークの実施 参考文献

項番	文献情報
[15]	公益社団法人 全国柔整鍼灸協会, 施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(第12版), https://www.zenjukyo.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2020/04/COVID-19_guideline.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[16]	阪神高速道路株式会社, 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(2022年12月版), https://www.hanshin-exp.co.jp/company/files/221209_guideline.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[17]	一般社団法人 日本コールセンター協会, コールセンターにおける新型コロナウイルス感染症対策に関する指針(2022年11月版) (閲覧日2024年9月4日)
[18]	全国警備業協会, 警備業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(2022年11月版), https://www.ajssa.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/11/%E8%AD%A6%E5%82%99%E6%A5%AD%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%EF%BC%88R41130%E6%94%B9%E8%A8%82%EF%BC%89%EF%BC%89.pdf (閲覧日2024年9月4日)

3－4. 非接触型の体温計やサーモグラフィーの設置

3-4. 非接触型の体温計やサーモグラフィーの設置

非接触型の体温計やサーモグラフィーの設置

対策の概要

職場等の利用者の発熱症状を確認するための非接触による体温測定の実施。

場面

- オフィス、飲食店、宿泊施設、大規模集客施設、空港等に入場する場面。

適切な設置場所

- 発熱等の症状のある人の入室等を防ぐためや従業員の健康観察を行うための方法の1つとして、入り口で検温を実施する^[1]。
- 偽陰性(寒い日に検温結果が低くなり発熱者が検知できない等)や偽陽性(日光に当たった黒髪に反応し、検温結果が高くなってしまう等)が発生することがあるため^[2]、環境条件を考慮する。直射日光のあたらない、風の影響を受けにくい場所が望ましい。また測定する対象者が室温に馴れた後に検温することが望ましい^[3]。

利用者への説明

- 検温に応じてもらえるよう、利用者に丁寧に理解を求める周知・案内を実施する。

適切な設置場所



施設等の入り口で
検温を実施する。

偽陰性・偽陽性が発生しないよう、直射日光や風の影響を避けた場所で実施する。

出所)看護roo!, 入り口で検温しているイラスト,
https://www.kango-roo.com/ki/image_2415/
(閲覧日2025年1月6日) テキストボックスは三菱総合研究所の追記。

利用者への説明



利用者に対して、丁寧に
検温をお願いします。

出所)看護roo!, 新型コロナ対策のため検温している看護師のイラスト,
https://www.kango-roo.com/ki/image_2002/
(閲覧日2025年1月6日) テキストボックスは三菱総合研究所の追記。

実施にあたってのポイント

3-4. 非接触型の体温計やサーモグラフィーの設置

非接触型の体温計やサーモグラフィーの設置

感染拡大防止効果

- 感染者の職場での活動機会を減らすことが感染拡大防止に寄与する可能性があり、感染者の確認が重要である。そのためには発熱や呼吸器症状などの症状の確認をする必要がある。
- 発熱者の検知には、サーモグラフィーを用いた初期スクリーニングが有効であると指摘されている^[4,5]。
- ただし感染症の種類によっては、潜伏期間中の発熱症状がない状態や、感染しても全く症状のない無症状者（感染を広げる可能性がある）は、感染者を検出できない場合があることが示唆されている^[4,6]。そのため、あくまで発熱等の症状のある人の入室・利用等を防ぐ方法の1つとして考えることが望ましい^[1]。
- 発熱者や自覚症状がある者に対しては、入室等を抑制させるような心理的効果が期待される。

コスト

従業員が実施する際のコスト

(1)導入にあたり生じるコスト

- 非接触型の体温計やサーモグラフィーの導入費用、設置費用が生じることが考えられる。
- 非接触型のサーモグラフィーの金額は、性能や販売会社により異なる。

(2)対策の実施中に生じるコスト

- サーモグラフィーの保守サービスに支払う費用が生じることが考えられる。

利用者への働きかけに関わるコスト

(1)対策の実施中に生じるコスト

- サーモグラフィーにより体温を測定するよう誘導することや、サーモグラフィーで発熱が確認された場合に入所を断るなどの対応に必要な人員を配置することによる業務負担が生じることが考えられる。

非接触型の体温計やサーモグラフィーの設置

従業員が実施する際の留意点

(1)選定・準備

- 非接触型のサーモグラフィーの設置は、あくまで発熱等の症状のある人の入室・利用等を防ぐ方法の1つとして考えることが望ましい^[1]。

(2)個人情報

- 過去にサーモグラフィーに保存された顔画像が流出する事例が報告された。そのためサーモグラフィーに保存された顔画像を削除処理しないまま中古で販売してしまう等、流出の危険性を伴う点に留意する必要がある^[7]。
- 適切な種類の機器を選定するとともに、撮影データを取り扱う従業員を限定する、セキュリティを確保する措置を講じる等の対策を検討することが望ましい^[8]。

(3)実施

- 利用者の中には、飲食店や病院の入口等で基準値以下になるまで何度も検温させられた経験等から、測定の信頼性が低いと感じる者が一定割合存在する他、空港等では検温に応じない利用者も発生した^[2,9]。こうした点に配慮しつつ、利用者に丁寧に理解を求める対応が望まれる。
- 検温時に、咳や咽頭痛などの自覚症状の有無の確認や記録をあわせて行うことが望ましい。

3-4. 非接触型の体温計やサーモグラフィーの設置

非接触型の体温計やサーモグラフィーの設置

- 京都済生会病院、聖徳大学、岸和田リハビリテーション病院は、入場/来院の条件として非接触型の体温計やサーモグラフィーで検温することを利用者に対して求めた^[全ての図]。また検温の方法を利用者にわかりやすく示すために、ポスターや案内板を設置した。

【ポスター・案内表示板等の例】



出所) 京都済生会病院, 来院されるすべてのみなさまへ,
<https://www.kyoto.saiseikai.or.jp/hospital/info-covid19.html>
 (閲覧日2024年11月15日)



出所) 聖徳大学総合情報サイト, 聖徳大学の新型コロナウイルス感染防止対策の取組み,
<https://ouen.seitoku.ac.jp/finew/campuslife/4446/>
 (閲覧日2024年11月15日)



出所) 岸和田リハビリテーション病院, ご来院時の手指消毒・検温にご協力をお願いします,
<https://www.eishinkai.hospital/news/2796/>
 (閲覧日2024年11月15日)

3-4. 非接触型の体温計やサーモグラフィーの設置

非接触型の体温計やサーモグラフィーの設置

新型コロナウイルス感染症対応における
業種別ガイドラインでの記載例・特徴的な対策例

「物流・輸送」

「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(第6版)」(2022年12月27日)

- 現在、主要な空港において、国内線旅客に対するサーモグラフィーを用いた体温測定を実施しているところであるが、今後も、サーモグラフィー等により体温測定を実施することが望ましく、少なくとも体調不良と思われる旅客が確認された場合は、必ず体温測定を実施すること。

「個人向けサービス」

「コールセンターにおける新型コロナウイルス感染症対策に関する指針」(2022年11月30日)

- 検温は「非接触型検温」とするか、皮膚等に接触をする体温計を共用する場合は使用毎にアルコール消毒をしてください。

「博物館、美術館、図書館」

「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(2022年12月1日)

- 来館時に健康状態の確認や検温を行う際には、非接触型の体温計を使用するなど、対応する従事者への感染防止と検温器具の管理等に、十分留意する。

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。
※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

3-4. 非接触型の体温計やサーモグラフィーの設置

非接触型の体温計やサーモグラフィーの設置 参考文献

項番	文献情報
[1]	立道昌幸他, 厚生労働省, 「令和3年度新規採択課題 8. 職域における総合的感染症予防対策に資するガイドラインの作成、体制整備、ツールの開発に関する研究」 統合報告書 総合研究報告書(4/10)第5章, https://www.mhlw.go.jp/content/001275469.pdf
[2]	日本アビオニクス株式会社, F50SA-FS, https://www.avio.co.jp/products/infrared/lineup/pdf/catalog-f50sa-fs-jp.pdf
[3]	日本赤外線サーモグラフィ協会, 発熱者スクリーニングサーモグラフィ運用ガイド, https://thermography.or.jp/pdf/guide20210730.pdf
[4]	ECRI, Infrared temperature screening to identify potentially infected staff or visitors presenting to healthcare facilities during infectious disease outbreaks, https://www.ecri.org.uk/wp-content/uploads/2021/04/covid-ecri-temperature-screening.pdf
[5]	BIELECKI, Michel, et al. Body temperature screening to identify SARS-CoV-2 infected young adult travellers is ineffective. Travel medicine and infectious disease, 2020, 37: 101832., https://doi.org/10.1016/j.tmaid.2020.101832
[6]	TAKAYAMA, Yoshihiro, et al. Assessment of fever screening at airports in detecting domestic passengers infected with SARS-CoV-2, 2020?2022, Okinawa prefecture, Japan. BMC infectious diseases, 2024, 24.1: 542., https://doi.org/10.1186/s12879-024-09427-5
[7]	個人情報保護委員会, サーマルカメラを使用する場合の個人情報保護法上の留意点について(注意喚起), https://www.zenchiren.or.jp/geocenter/members/files/members_thermalcamera_20230921.pdf
[8]	経済産業省, 民間事業者によるカメラ画像を利活用した公共目的の取組における配慮事項, https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/downloadfiles/CameraGuideBook_Kansensho_Usecase.pdf
[9]	朝日新聞デジタル, 沖縄「逃げられました」発熱感知も検査に応じず, https://www.asahi.com/articles/ASN7R658KN7RUEHF00K.html
[10]	定期航空協会(一社)全国空港事業者協会, 航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン2022年12月27日改定(第六版), https://teikokyo.gr.jp/cms/wp-content/uploads/2023/09/267f88002832aa3276edd8c50a17e97f.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[11]	一般社団法人 日本コールセンター協会, コールセンターにおける新型コロナウイルス感染症対策に関する指針(2022年11月版) (閲覧日2024年9月4日)
[12]	公益社団法人 日本図書館協会, 図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン2022年12月1日, https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/guideline_20221201.pdf (閲覧日2024年9月4日)

3－5. 共用部の清掃と消毒（環境衛生）

3-5. 共用部の清掃と消毒(環境衛生)

共用部の清掃と消毒(環境衛生)

対策の概要

清掃や消毒液による環境表面(人が触れる可能性のある床、壁、ドアノブ、手すり、テーブルなどの物の表面)の消毒の実施。

場面

- ほとんどの場面。

適切な種類の選択

- 次亜塩素酸ナトリウム水溶液を含む家庭用漂白剤や界面活性剤を含む家庭用洗剤、濃度70%以上95%以下のエタノールを用いることが望ましいが^[1]、病原体の種類によりアルコールへの抵抗性が異なる点に留意する必要がある。
- メタノールのような人体への毒性が高い物質については、絶対に消毒用として使用しない^[2]。

適切な頻度での実施

- 机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを消毒する^[3]。また、使用頻度の高い場所は、より頻繁に消毒するようにするなど、使用状況や環境に応じた適切な消毒方法を検討する。

適切な種類の選択

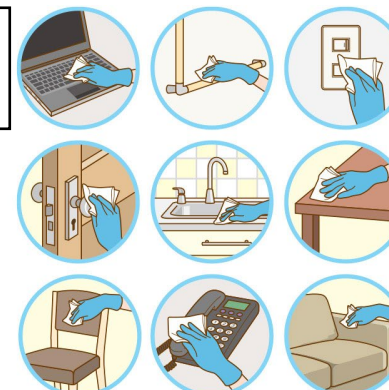
パッケージに記載されている濃度を確認する。



次亜塩素酸ナトリウムを含む家庭用漂白剤や界面活性剤を含む家庭用洗剤、消毒用エタノールなど。

適切な頻度での実施

複数の人が触れる可能性のある場所を消毒する。



複数の人が使う物に触れる際は、使う前後に各自が手指消毒を行うように心がける。

出所)いらすとや、消毒液と布巾を持つ手のイラスト、https://www.irasutoya.com/2020/05/blog-post_91.html (閲覧日2025年2月6日) テキストボックスは三菱総合研究所の追記。

出所)株式会社サニクリーン、家事ネタ:新型コロナ対策「ドアノブやテーブルなどの消毒には家庭用洗剤が有効」、<https://www.sanicleen.co.jp/kajiraku/blog/2847> (閲覧日2025年1月6日) テキストボックスは三菱総合研究所の追記。

3-5. 共用部の清掃と消毒(環境衛生)

共用部の清掃と消毒(環境衛生)

感染
防止
効果
大

- 次亜塩素酸ナトリウム水溶液やアルコール消毒液、界面活性剤(手指用以外のもの)等を用いた環境消毒(環境表面に対して行う病原体の除去・不活性化を目的とした消毒作業)は、病原体を不活性化することが実験で確認されている^[4]。
- 抗菌コーティングや抗ウイルスコーティングは、時間の経過とともに細菌やウイルスを不活性化する効果を発揮することが実験で確認されている^[5,6,7]。

コ
ス
ト

従業員が実施する際のコスト

(1)導入にあたり生じるコスト

- 消毒液、ペーパータオル等の衛生用品等の調達費用が生じる^[1]。
- 抗菌コーティング・抗ウイルスコーティングは、その施工する範囲に応じて費用負担が大きくなる。

(2)対策の実施中に生じるコスト

- 清掃や消毒液の交換などの業務負担が生じる。特に以下の場合は、業務負担が大きくなることが考えられる。
 - ・ 環境消毒の対象が広範囲にわたる場合
 - ・ ドアノブやエレベーターのボタン等多くの人が触れる物品であり頻繁に消毒を実施することが望ましい場合

共用部の清掃と消毒(環境衛生)

従業員が実施する際の留意点

(1)消毒の方法と準備する物

- 消毒作業では、必要に応じて適切な個人防護具(PPE; Personal Protective Equipment; マスク、保護メガネ、手袋、ガウン等)を着用する^[8]。
- 有機物の残存により消毒効果が落ちることが懸念されるため、目に見える汚れがあるときは適切な清掃を行った後に消毒を行う。
- 病原体の種類によりアルコールへの抵抗性が異なる^[9]。実際の使用状況で効果があるものかどうかを十分に吟味し、使用目的にあった製品を選ぶことが求められる^[8]。ノロウイルス等のエンベロープ(外膜)のない病原体の場合は、アルコールによるウイルスの不活性化効果が限定的であるため^[10]、石けんによる手洗いを促す等、利用者に働きかける。
- テーブルやドアノブ等の環境消毒には、塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)、アルコール(濃度70%以上95%以下のエタノール等)などを用いる^[1]。トイレの消毒については次亜塩素酸ナトリウム水溶液(原則として0.1%)を用いる。消毒直後に濃い溶液が残留しないように拭き取りを基本とする。残留塩素が皮膚に悪影響を与えないよう、拭き取り時には手袋を着用する。
- 消毒剤の空間への噴霧は場合によっては吸入による健康影響のおそれがあるため、健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認する^[8]。
- 消毒剤は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けて設置・保管する^[10]。

(2)消毒する場所、範囲

- 特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座など、人がよく触れるところを消毒する^[3]。
- 従業員の感染が判明し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該従業員の机の周辺や触れた場所などの消毒を行う^[3]。感染者が発生した場合の消毒範囲の目安は、感染者の勤務エリア、会議室(机・椅子等、半径2m程度の範囲)、トイレ、喫煙室、休憩室や食堂等の使用があったエリアとなる^[8]。
- 病原体の種類によっては、環境表面における病原体の生存時間が異なり^[3]、物品や場所の利用から一定程度時間が経過した場合でも消毒が必要になる場合もある。
- 引火のおそれがあるため、火気の近くで消毒剤を使用しないようにする^[10]。
- アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く、低いところにたまりやすい。室内の消毒や消毒剤の詰め替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留する恐れがある場合には、通気性のよい場所や換気が行なわれている場所で実施する。また、密閉された室内で多量の消毒剤を噴霧することは避ける^[10]。

3-5. 共用部の清掃と消毒(環境衛生)

共用部の清掃と消毒(環境衛生)

実施にあたっての留意点(続き)

事業者における留意点

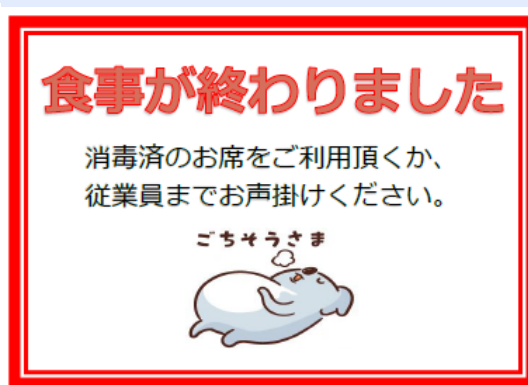
- 感染症危機において、消毒液等の品薄や買い占め等が起きる可能性がある。あらかじめ消毒液等を供給できる体制を構築しておく。感染症のパンデミックを想定して、手指消毒液等の必要な備蓄品のリストを作成し、備蓄しておくことが望ましい。
- 自動ドア等のドアに触れる必要のないシステムや形態が導入されていることが望ましいが^[11]、その導入費用や設置費用が生じる点に留意する必要がある。
- 過度な頻度での消毒実施は従業員の業務負荷が増大するため留意する。また、テーブルや椅子は、材質によってはアルコール消毒により劣化が早くなる場合もある。使用状況や環境に応じた消毒を実施する。
- 壁面や什器(じゅうき)の表面に施工する抗菌コーティングなどの抗菌技術の有効性は、製品により異なる場合や持続年数経過による低減があるため、留意する。
- 抗ウイルスコーティングは、それぞれのウイルスに適した抗ウイルス材料を用いる必要がある。ISO18184(繊維製品)、ISO21702(プラスチック製品等)の国際規格が策定されているが、特定のウイルスに対するものとなっており、現状では、A型インフルエンザウイルスやノロウイルスなどが対象である点に留意する必要がある^[12]。

3-5. 共用部の清掃と消毒(環境衛生)

共用部の清掃と消毒(環境衛生)

- 自治体が、飲食店において利用者が安心して利用できるように消毒済みの座席が一目でわかるカードや従業員が消毒の必要な座席に気づきやすくなるお知らせカードを作成・配布した^[左,中央]。
- 事業者においても、消毒を実施していることが利用者にとってわかりやすいポスター、シール等を作成・配布した事例があった^[右]。

【ポスター・案内表示板等の例】



出所)千葉県流山市、「客席の消毒済みお知らせカード」を作成しました、
<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/business/1006712/1030962.html> (閲覧日2024年11月29日)



出所)ダイワインクス株式会社、【ご自由どうぞ】新型コロナウイルス感染症対策デザインPOPを無償提供【2023年1月31日新POP追加】、
<https://daiwa-inx.co.jp/print/1069/> (閲覧日2024年11月29日)

3-5. 共用部の清掃と消毒(環境衛生)

共用部の清掃と消毒(環境衛生)

新型コロナウイルス感染症対応における
業種別ガイドラインでの記載例・特徴的な対策例

「体育館、水泳場、ボウリング場、運動施設、遊技場」

「Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(2023年改定版)」(2023年3月2日)

- 不特定多数の多くの者が触れるものは定期的に消毒するなどして衛生を保つことが望ましい(飲食時のテーブル、接客台等)

「医療サービス等」

「施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(第12版)」(2022年11月18日)

- 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚生労働省HP)を参照する。

「物流、運送」

「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(第6版)」(2022年12月27日)

- トイレの区画の出入口にドアがある場合、非接触システムが導入されていることが望ましい。
- (注:航空機の消毒) 消毒作業中に機器のスイッチ(ON/OFF)が切り替わってしまう可能性があるため、乗務員は運航の前にすべてのスイッチや制御機器が正しい位置にあるか確認する、もしくは<中略>手順書を作成すること。

注は三菱総合研究所が追記。

「集会場、公会堂」

「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(2022年11月30日)

- 消毒に使用する薬剤は「アルコール」「次亜塩素酸ナトリウム溶液」を適切に使用してください。
- アルコール効果を発揮する濃度に留意してください。
- 次亜塩素酸ナトリウム溶液 残留塩素が皮膚に悪影響を与えないように留意してください。

「食堂、レストラン、喫茶店等」

「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(2022年12月16日)

- メニューブックは清拭消毒が行えるような素材を用いるなどの工夫を行う。

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。

※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

3-5. 共用部の清掃と消毒(環境衛生)

共用部の清掃と消毒(環境衛生) 参考文献

項番	文献情報
[1]	厚生労働省, 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ), https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
[2]	独立行政法人国民生活センター, 除菌や消毒をうたった商品について正しく知っていますか?—新型コロナウイルスに関連して—, https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200515_2.html
[3]	内閣感染症危機管理統括庁, 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン 令和6年8月30日, https://www.caicm.go.jp/action/plan/guideline/files/guidelines_12_1.pdf
[4]	製品評価技術基盤機構, 新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価について最終報告をとりまとめました～物品への消毒に活用できます～, https://www.nite.go.jp/information/osirase20200626.html
[5]	BEHZADINASAB, Saeed, et al. A surface coating that rapidly inactivates SARS-CoV-2. ACS applied materials & interfaces, 2020, 12.31: 34723-34727., https://doi.org/10.1021/acsami.0c11425
[6]	COLEMAN, Christopher M., et al. Antiviral activity of salt-coated materials against SARS-CoV-2. Access Microbiology, 2023, 5.9: 000492. v5., https://doi.org/10.1099/acmi.0.000492.v5
[7]	KÜHN, Klaus P., et al. Disinfection of surfaces by photocatalytic oxidation with titanium dioxide and UVA light. Chemosphere, 2003, 53.1: 71-77., https://doi.org/10.1016/s0045-6535(03)00362-x
[8]	立道昌幸他, 厚生労働省, 「令和3年度新規採択課題 8. 職域における総合的感染症予防対策に資するガイドラインの作成、体制整備、ツールの開発に関する研究」統合報告書 総合研究報告書(3/10)第4章, https://www.mhlw.go.jp/content/001275466.pdf
[9]	健栄製薬, 消毒薬の選び方, https://www.kenei-pharm.com/medical/countermeasure/choose/microbe08/
[10]	総務省消防庁, 新型コロナウイルス感染症対策に伴うアルコールの取扱い等について, https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/alcohol/anzen.html
[11]	厚生労働省, 高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版, https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf
[12]	蒲生秀典. 抗ウイルス材料・表面に関する科学技術の最近の動向. STI horizon= STI ホライズン: イノベーションの新天地を拓く, 2021, 7.1: 28-33., https://doi.org/10.15108/stih.00241
[13]	公益社団法人 日本プロサッカーリーグ, Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(2023 年改定版), https://www.jleague.jp/img/pdf/2023_0302_01.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[14]	公益社団法人 全国柔整鍼灸協会, 施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(第12版), https://www.zenjukyo.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2020/04/COVID-19_guideline.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[15]	定期航空協会(一社)全国空港事業者協会, 航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン2022年12月27日改定(第六版), https://teikokyo.gr.jp/cms/wp-content/uploads/2023/09/267f88002832aa3276edd8c50a17e97f.pdf (閲覧日2024年9月4日)

3-5. 共用部の清掃と消毒(環境衛生)

共用部の清掃と消毒(環境衛生) 参考文献

項番	文献情報
[16]	公益社団法人全国公民館連合会, 公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン, https://kominkan.or.jp/file/2020_2023_all_guideline/20221130_02guide_ver06.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[17]	一般財団法人 カクテル文化振興会, 一般社団法人 日本バーテンダー協会, 一般社団法人 日本ホテルバーメンス協会, オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(2022年12月16日改訂) (閲覧日2024年9月4日)

3－6. 換気や空気清浄の実施

対策の概要

※本対策は「政府行動計画」や「まん延防止に関するガイドライン」等において、基本的な感染症対策として求められている^[1,2]。

場面

- 屋内のほとんどの場面。

常に安定した換気量の確保

- 室内の空気と外気を強制的に入れ替える機械式換気設備が導入されている場合には機械式換気を実施することとなるが、特に人が密集する状況では、さらに、窓開け換気や空気清浄装置を併用することで空気の入れ替え効率上がる^[3,4]。
- 冬季や夏季においては寒さ・暑さ等による健康への影響に留意することが重要であり、温度および相対湿度を冬は18℃以上かつ40%以上^[5,6]、夏は28℃以下および70%以下となるよう配慮する^[3]。

空気の流れの確保

- 2方向の窓を開けて連続的に室内に空気を通す^[7]。
- パーティション等は空気の流れを阻害しないように配置する^[7,8]。

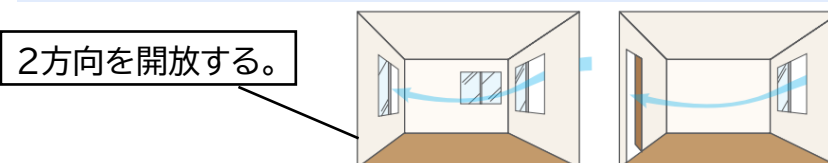
常に安定した換気量の確保



機械式換気を併用して換気量を確保する。

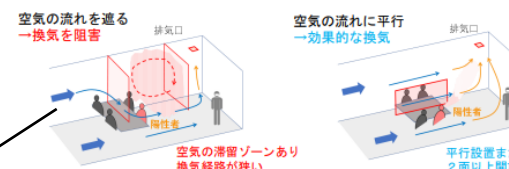
出所)内閣感染症危機管理統括庁, 集团生活の感染を防ぐための換気対策 保育所等及び高齢者施設的事例集 解説編,
https://www.caicm.go.jp/proposal/pdf/kanki_jirei_kaisetsu_20231121.pdf (閲覧日2024年11月27日)
 テキストボックスは三菱総合研究所の追記。

空気の流れの確保



出所)シェル商事株式会社、換気マスター、<https://www.shell-syoji.co.jp/wp-content/uploads/2020/04/%E6%8F%9B%E6%B0%97%E3%83%9B%E3%82%9A%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%BCol.pdf> (閲覧日2024年11月27日) テキストボックスは三菱総合研究所の追記。

パーティションなどで空気の流れを阻害しない。



出所)厚生労働省, これからの身近な感染対策を考えるにあたって(第四報)～室内での感染対策におけるパーティションの効果と限界～, <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001076994.pdf> (閲覧日2024年11月27日) デキストボックスは三菱総合研究所の追記

3-6. 換気や空気清浄の実施

換気や空気清浄の実施

感染拡大防止効果

- 換気は、空気中に浮遊する病原体を含む微細な飛沫を外部へ排出させ、また、外気を取り入れることにより微細な飛沫を希釈することから、換気が感染性のある粒子を減らす可能性について、病院の医療従事者を対象とした調査で確認された^[9]。
- 換気に加えて、換気用ファン等を併用して室内の空気を攪拌することが、室内全体の感染リスクを低減する効果があることが、シミュレーションで推測された^[10]。ただし、換気の効果は、食堂、休憩室、更衣室等、人が密集している場合に低くなることがシミュレーションで推測されている^[11]。
- 空気清浄装置は、空気中に浮遊する病原体を含む微細な飛沫等を捕集することから、他の感染症対策とあわせて実施することで、病原体を減らす効果が期待されることが実験で確認されている^[12,13]。
- 特にHEPAフィルター*¹など、微細な飛沫の捕集能力の高いフィルターによる、ろ過式機能*²を備えた空気清浄装置が、感染性のある飛沫を除去することが実験で確認されている^[12,13,14]。また、風量も重要であり、風量が5m³/分程度以上の性能の空気清浄装置を使うことが推奨されている^[5,6,15]。

*1 HEPA(High-Efficiency Particulate Air)フィルター。病原体を含む粒径0.3μmの粒子の99.97%を捕集できる高性能エアフィルターのこと。

*2 ろ過式機能とは、空気中の浮遊物をフィルターで吸着・ろ過させる機能のことである。定期的なフィルターの手入れが必要となる。

従業員が実施する際のコスト

■換気

(1)導入にあたり生じるコスト

- 換気設備の設置・入替や窓の開閉時の補助器具、CO₂センサーや湿度計等、室内環境を把握するための計測器等の導入費用が生じることが考えられる。
- 効果的な換気方法について従業員に周知することに関わる業務負担等が生じることが考えられる。

(2)対策の実施中に生じるコスト

- 定期的な換気の実施、換気設備の確認やフィルター清掃等にかかる業務負担が生じることが考えられる^[8]。
- 換気設備の運転による冷暖房費の増加が生じることも考えられる。

コスト

換気や空気清浄の実施

コスト(続き)

従業員が実施する際のコスト

■空気清浄機

(1)導入にあたり生じるコスト

- 空気清浄装置の本体価格が必要になるほか、埋込型の空気清浄機の場合はアスベスト調査費や工事費等の設置費用が必要となる。
- 空気清浄装置の正しい使い方やメンテナンス方法について従業員に周知することに関わる業務負担が生じる可能性がある^[7]。

(2)対策の実施中に生じるコスト

- 空気清浄装置の稼働による電気代の増加が生じることも考えられる。
- 空気清浄装置の性能要件を満たす状態を保つためには、フィルターの定期的な交換や機器の点検・清掃等のメンテナンスが必要であり、フィルターの購入や専門業者への依頼などの費用が生じることが考えられる。

利用者への働きかけに関わるコスト

(1)導入にあたり生じるコスト

- 換気を実施している旨の内容を周知するためのポスター等の作成費用が必要となることも考えられる。

(2)対策の実施中に生じるコスト

- 利用者に換気設備を停止したり、窓を閉めたりしないよう声かけや周知徹底をする業務負担が生じることが考えられる。

実施にあたっての留意点

従業員が実施する際の留意点

(1)選定・準備

- 建物に備わっている機械式換気が正常に作動しているか否かを確認する。
- 換気状態を測定するために、十分な精度を持つCO₂センサー等の機器の導入が必要な場合がある^[16,17]。
- エアコン本体に屋内空気を取り入れ口がある(換気用ダクトにつながっていない)エアコンは、室内の空気を循環させるだけで外気を取り入れ機能はないため^[8]、適宜、必要換気量を満たすための窓開け換気等の実施を行う他、外気を取り入れ機能付きのエアコンの設置を検討することが望ましい。

換気や空気清浄の実施

従業員が実施する際の留意点(続き)

(1)選定・準備(続き)

- 空気清浄装置においてエアロゾル捕集能力が劣化したフィルターを使用した場合には、新品フィルターを使用した場合と比較して、室内のエアロゾル濃度の低減度合いが減少するため^[18]、定期的なフィルター交換や目詰まりの清掃などをするのが望ましい。
- 空気清浄装置の効果範囲は性能に違いはあるものの10m²(6畳)程度の範囲において効果があるとされるため、人の居場所の周辺に設置することが推奨される^[3]。また、部屋の形状、家具や人の配置、人数、空調設備の給排気口の位置によって、その有効性が変わるため^[19]、配置場所や配置数は部屋ごとに検討することが望ましい。

(2)実施

- 一人あたりに必要な換気量を満たすための換気を行う必要がある^[20]。窓開け換気の場合は毎時2回以上(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開)の換気を行うこと及び空気の流れを確保すること、機械換気の場合は1人あたり毎時30m³の換気量を確保することが望ましい^[3]。
- 一定空間内の空気の清浄化にあたって、空気の流れを作る、一部屋当たりの在室人数を減らすことで、一人あたりの必要換気量を確保することや^[9]、空気清浄機を併用することが望ましい。
- パーティションは、気流の阻害や空気の停滞等を生じさせないように、目線の高さまでとし、空気の流れと平行になるような向きで設置することが望ましい^[8,20]。

(3)季節対応の考慮

- 夏は熱中症予防に留意して、窓開け換気の実施、空気清浄装置の併用、外気と室内の空気の間で熱を交換しながら空気を入れ替える全熱交換型換気設備の活用等を行い、室内の温度および相対湿度を一定以下に抑えることが望ましい^[3]。
- 冬は他の季節と比較して、従業員が換気を実施する意欲が低下する可能性が考えられるため、機械換気や暖房器具の使用を積極的に促し、換気の実施率を向上させることが望ましい^[21]。
- 冬は室温の低下による健康被害に留意して、暖房器具の使用と換気と空気清浄装置の併用、外気と室内の空気の間で熱を交換しながら空気を入れ替える全熱交換型換気設備の活用等を行い、室内の温度を一定以上に維持することが望ましい^[6,22]。

3-6. 換気や空気清浄の実施

換気や空気清浄の実施

(参考) 新型コロナウイルス感染症時の事例調査結果^[23]

築23年地上7階建の従来型特別養護老人ホームの1フロア(285m²)において、換気方法、一人当たりの換気量、CO₂濃度などを測定し、必要な換気設備の検討を行い、改善後に、必要換気量や導入前と比較した改善度合いを調査した。

- 改善策として全熱交換型換気設備の設置や、活動場所の近くへの換気口の配置を行った。
- 改善後は1人当たりの必要換気量である毎時30m³を満たすようになった。
- カラオケを実施する場合を想定した推定CO₂濃度は1,574ppm(改善前・窓閉め時)から701ppm(改善後)に改善し、カラオケなどを実施しても必要換気量を確保できる状態となった。
- 改善前に比べて、エアコンの電力量は、約4分の1(暖房時)・約半分(冷房時)に減少した。

【大阪府の高齢者施設における換気状況の調査・改善に関する事例】

課題に対する改善策(概要)

サン・アクエリア 1

② 窓を開けずには十分な換気量を確保できないという課題を解決し、コロナ禍前と同様の活動を行っても窓開け換気をせずに安心して過ごせる環境を実現するため、自動制御機能付きの全熱交換型換気設備を導入しました

③ カラオケや飛沫が飛びやすい運動などを行っても換気の悪い状態を避け、空気のおよみをなくすことを目指し、給気口、排気口を配置しました

課題	改善策
✓ 既設の換気設備では、デイサービスの受け入れ人数やイベント参加人数の制限を緩和した場合、在室人数に応じた十分な換気量を確保することができない ✓ 適切な換気の方法・タイミングがわからず、常に開けっ放しにしており、光熱費が高額になっている	◆ CO₂センサー搭載型の全熱交換型換気設備を導入し、室内の状況に応じて自動で換気量をコントロールし、十分な換気量を確保する ※CO₂センサーは本体内部蔵 ◆ コロナ禍前と同様の最大在室人数を考慮し、1人当たりに必要な換気量を確保できるよう3台の全熱交換型換気設備を設置 ○ 窓を開けずにCO₂濃度が1,000ppmを大きく下回る状態を維持でき、カラオケなどの活動時にも必要な換気量を確保できるようになった
✓ 活動内容と場所に合った適切な換気設備が配置されておらず、カラオケなどをすると空気がおよみやすい場所が生じる ✓ 窓開け換気だけでは、部屋の中央部のCO₂濃度が高くなり、室内全体に空気のおよみが発生しやすい	◆ 活動場所の近くや窓側に排気口を配置し、部屋の中心部に給気口を配置する ◆ これにより、飛沫の拡散を防ぎ、中央から外側への空気の流れを作り出した ○ 空気のおよみが解消され、室内全体に外から取り込んだ清浄な空気が行き渡るようになった

4

事後測定の結果 ①換気量の確保

サン・アクエリア 1

② 改善後は窓開け換気を止め、換気設備のみによって空気を入れ替えています。カラオケなどを実施する場合でも必要な換気量を確保できるようになりました

③ 改善後は1人当たりの必要換気量である毎時30m³を上回っています

④ カラオケを実施する場合^{*1}を想定した推定CO₂濃度は改善前・窓閉め時で1,574ppmですが、改善後は701ppmにまで改善し、カラオケなどを実施しても必要換気量を確保できる状態になりました

⑤ 改善前の換気量不足分を窓開け換気に対応した場合と比較すると、換気によって増加するエアコンの電力量は、熱交換換気によって暖房時は約4分の1に冷房時は約半分減少します

	改善前	改善後
換気の方法	機械換気(既設の換気設備)	全熱交換型換気設備3台
1人当たりの換気量	毎時 19.9m ³	毎時 75.7m ³
CO ₂ 濃度 ^{*1}	1,574 ppm	701 ppm
換気によるエアコンの電力増加量 ^{*2}	暖房時(1月): 667 kWh 冷房時(8月): 335 kWh	暖房時(1月): 179 kWh 冷房時(8月): 146 kWh

カラオケを実施した場合に想定される1人当たりの換気量、CO₂濃度、消費電力量を計算し、改善(改修)工事前の状態と比較した

*1 デイサービス利用者16名(男性3名、女性13名)、スタッフ4名(男性1名、女性3名)が合唱している場合を想定した

*2 改善前については、既設の換気設備と窓開け換気によって改善後と同じ換気量が得られたと仮定した。設定温度は1月22℃、8月26℃とした。全熱交換型換気設備の温度交換効率、エアコンの成績係数はカタログ値を使用した

6

出所) 左右の図: 内閣感染症危機管理統括庁、集団生活の感染を防ぐための換気対策 保育所等及び高齢者施設の実例集 ケース編、
https://www.caicm.go.jp/proposal/pdf/kanki_jirei_case_20231121.pdf (閲覧日2025年1月16日)

3-6. 換気や空気清浄の実施

換気や空気清浄の実施

事業者・従業員や利用者への働きかけの例

- 厚生労働省が、事業者や国民に向けて基本的な感染対策の1つとして換気の実施が有効であることを周知した^[左]。
- 北九州市が、事業者や国民に向けて換気の正しい方法として、換気は30分に1度実施することや、空気の流れを作るために2方向を開放することが重要という点を周知した^[中央]。
- 事業者が、換気の実施について利用者に周知し、ドアは意図的に開放されていることを案内した^[右]。

【ポスター・案内表示板等の例】



出所)厚生労働省, 感染対策について(2023年度版),
<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokikan-fukushishisetsu.html>
 (閲覧日2024年11月15日)



出所)北九州市, インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 予防啓発ポスター,
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/334_00060.html
 (閲覧日2024年11月15日)



出所)富士フイルムビジネスイノベーション, 新型コロナウイルス感染症対策ポスター,
<https://www.fujifilm.com/fb/support/colorprint/information/corona.html> (閲覧日2024年11月15日)

3-6. 換気や空気清浄の実施

換気や空気清浄の実施

「体育館、水泳場、ボウリング場、運動施設、遊技場」

「Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(2023年改定版)」(2023年3月2日)

- 屋内では以下のいずれかの対策を実施する、もしくは対策を実施している場所を選ぶ
 - ・ 空調設備の使用による強制的な機械換気
 - ・ 窓もしくはドアの定期的な開放(目安:30分に一回以上、数分間程度、窓を全開)
 - ・ 常時換気扇の使用
- (注:選手のバス利用に際して)車内の換気に留意する。1時間に3回程度の換気が推奨される
- 湿度は50%以上(少なくとも40%以上)に保つことが推奨される

注は三菱総合研究所が追記。

「医療サービス等」

「施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(第12版)」(2022年11月18日)

- 施術所内は換気設備があるものの、施術スペース、待合室、その他施術者、スタッフの待機スペースを含め換気が十分でないスペースもある。換気機能を持たないエアコンは、同じ空気が循環していることを踏まえて、窓やドアを開放し(1時間に2回以上、1回5分以上)こまめな換気を徹底する必要がある。
- 換気の際は2方向に換気できる窓やドアを開放し十分に行う。
- 換気を実施しながら湿度40%以上を目安に適切な保湿を維持する。
- 寒い環境でも室温18℃以上を目安に1方向の窓を常時開放する等の換気を実施する。
- また換気に加えて、CO2測定装置の設置と常時モニター(1000ppm以下)の活用を検討する(機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安)。なお、CO2測定装置を設置する場合は室内の複数箇所測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。
- HEPAフィルター式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。
※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

3-6. 換気や空気清浄の実施

換気や空気清浄の実施

業種別ガイドラインでの記載例・特徴的な対策例(続き)

「物流・輸送」

「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(第6版)」(2022年12月27日)

- 駐機中は空調システムのない航空機の場合、出入り口等可能な限り航空機のドアを開けたままにする等、機内の換気を工夫すること。
- PCA(プレコンディショニングエア)等の屋外で使用する機器の電源は適切に確保すること。
- 客室全体の換気能力が最適なものとなるよう、HEPAフィルターを用いて空気を再循環させ、環境制御システムやハイフロー機能等を最大限活用すること。

「教育施設」

「日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドライン第七版」(2022年11月14日)

- 授業中は、適切な空調設備を活用した常時換気を行うか、室温および相対湿度を18-28℃および40-70%に維持できる範囲内で、出来るだけ2方向の窓を常時開放するほか、換気用ファンやHEPAフィルタ付空気清浄機の使用など補完的な措置を検討する。

「食堂、レストラン、喫茶店等」

「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(2022年12月16日)

- オミクロン株等変異株の特徴を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気(1時間2回以上、1回に5分以上)を徹底する。

「遊興施設」

「ライブハウス・ライブホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(2023年2月7日)

- 送風機を設置する場合は、店舗内の汚れた空気を外に押し出すよう「外向き」に設置してください(店舗内部に向けて送風すると感染者に当たった時に飛沫がまき散らされてクラスターに至った事例があります)。

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。
※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

3-6. 換気や空気清浄の実施

換気や空気清浄の実施

新型コロナウイルス感染症対応における業種別ガイドラインでの記載例・特徴的な対策例(続き)

「(公財)日本アイスホッケー連盟主催大会 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル(有観客版)」(2022年8月21日)

- 控室使用中は、ドアや窓を開けたままにし、扇風機やサーキュレーターを用いて換気に心がける。控室を離れる際、施錠を忘れずに行う。
- ドアや窓の開閉など換気状況を確認し、換気が不十分と推測された場合、サーキュレーターなどを置いてもらう。
- リンク内で低層部から十分な量の空気を排出する仕組みの確立や会場内の換気の均一化、十分な換気下での扇風機やサーキュレーターの使用による換気改善及び空気清浄機の使用が望まれる。

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。
※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

3-6. 換気や空気清浄の実施

換気や空気清浄の実施 参考文献

項番	文献情報
[1]	内閣感染症危機管理統括庁, 新型インフルエンザ等対策政府行動計画, https://www.caicm.go.jp/action/plan/files/gov_action_plan.pdf
[2]	内閣感染症危機管理統括庁, まん延防止に関するガイドライン 令和6年8月30日, https://www.caicm.go.jp/action/plan/guideline/files/guidelines_05_2.pdf
[3]	厚生労働省, 熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法, https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640917.pdf
[4]	大阪府, 新型コロナウイルス感染防止のための換気のポイント, https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/8241/4-1_kanki.pdf
[5]	厚生労働省, 冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法(リーフレット), https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf
[6]	厚生労働省, 冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法について, https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000698849.pdf
[7]	内閣感染症危機管理統括庁, 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン 令和6年8月30日, https://www.caicm.go.jp/action/plan/guideline/files/guidelines_12_1.pdf
[8]	新型コロナウイルス感染症対策分科会, 感染拡大防止のための効果的な換気について 令和4年7月14日(火), https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf
[9]	MENZIES, Dick, et al. Hospital ventilation and risk for tuberculous infection in Canadian health care workers. <i>Annals of Internal Medicine</i> , 2000, 133.10: 779-789., https://doi.org/10.7326/0003-4819-133-10-200011210-00010
[10]	諏訪好英. ウイルス感染対策としての換気考え方. <i>エアロゾル研究</i> , 2021, 36.4: 246-252., https://doi.org/10.11203/jar.36.246
[11]	KURNITSKI, J. Ventilation rate and room size effects on infection risk of COVID-19. <i>REHVA Eur. HVAC J</i> , 2020, 57.5: 26-31., https://www.rehva.eu/rehva-journal/chapter/ventilation-rate-and-room-size-effects-on-infection-risk-of-covid-19
[12]	UEKI, Hiroshi, et al. Effectiveness of HEPA filters at removing infectious SARS-CoV-2 from the air. <i>Msphere</i> , 2022, 7.4: e00086-22., https://doi.org/10.1128/msphere.00086-22
[13]	LIU, David T., et al. Portable HEPA purifiers to eliminate airborne SARS-CoV-2: a systematic review. <i>Otolaryngology-Head and Neck Surgery</i> , 2022, 166.4: 615-622., https://doi.org/10.1177/01945998211022636
[14]	ASHRAE, ASHRAE Positions on Infectious Aerosols, https://www.ashrae.org/File%20Library/About/Position%20Documents/PD_-Infectious-Aerosols-2022_edited-January-2023.pdf
[15]	東京iCDC, 「おうちの換気」ポイントまとめ！換気の専門家にインタビュー①, https://note.com/tokyo_icdc/n/nf01ac9038ded

3-6. 換気や空気清浄の実施

換気や空気清浄の実施 参考文献

項番	文献情報
[16]	ISHIGAKI, Yo; ENOKI, Koji; YOKOGAWA, Shinji. Accuracy verification of low-cost CO2 concentration measuring devices for general use as a countermeasure against COVID-19. medRxiv, 2021, 2021.07. 30.21261265., https://doi.org/10.1101/2021.07.30.21261265
[17]	経済産業省, 二酸化炭素濃度測定器の選定等に関するガイドライン, https://www.meti.go.jp/covid-19/guideline.pdf
[18]	KÜPPER, Miriam, et al. Testing of an indoor air cleaner for particulate pollutants under realistic conditions in an office room. Aerosol and Air Quality Research, 2019, 19.8: 1655-1665., https://doi.org/10.4209/aaqr.2019.01.0029
[19]	CDC, Guidelines for environmental infection control in health-care facilities., https://www.cdc.gov/infection-control/media/pdfs/guideline-environmental-h.pdf?CDC_AAref_Val
[20]	立道昌幸他, 厚生労働省, 「令和3年度新規採択課題 8. 職域における総合的感染症予防対策に資するガイドラインの作成、体制整備、ツールの開発に関する研究」統合報告書 総合研究報告書(3/10)第4章, https://www.mhlw.go.jp/content/001275466.pdf
[21]	厚生労働省, 商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について, https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000616069.pdf
[22]	日本冷凍空調工業会, 換気の良い空間を 全熱交換器は実現します(高機能換気設備), https://www.jraia.or.jp/product/file/z_keimou_pamphlet20210309.pdf
[23]	内閣感染症危機管理統括庁, 集団生活の感染を防ぐための換気対策 保育所等及び高齢者施設の事例集 ケース編, https://www.caicm.go.jp/proposal/pdf/kanki_jirei_case_20231121.pdf
[24]	公益社団法人 日本プロサッカーリーグ, Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(2023 年改定版), https://www.jleague.jp/img/pdf/2023_0302_01.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[25]	公益社団法人 全国柔整鍼灸協会, 施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(第12版), https://www.zenjukyo.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2020/04/COVID-19_guideline.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[26]	定期航空協会(一社)全国空港事業者協会, 航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン2022年12月27日改定(第六版), https://teikokyo.gr.jp/cms/wp-content/uploads/2023/09/267f88002832aa3276edd8c50a17e97f.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[27]	日本語教育機関団体連絡協議会, 日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドライン第七版, https://www.nisshinkyo.org/news/pdf/covid19/covid19guideline7.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[28]	一般財団法人 カクテル文化振興会, 一般社団法人 日本バーテンダー協会, 一般社団法人 日本ホテルバーメンズ協会, オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(2022年12月16日改訂) (閲覧日2024年9月4日)
[29]	一般社団法人ライブハウスコミッション, NPO 法人 日本ライブハウス協会, 一般社団法人日本音楽会場協会, ライブハウス・ライブホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン2023年2月7日改正, https://lhc.tokyo/wp-content/uploads/2023/02/%E3%82%AB%E3%82%99%E3%82%A4%E3%83%88%E3%82%99%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B32023%E5%B9%B4%E6%9C%88%E6%97%A5%E6%94%B9%E8%A8%82%E7%89%88.pdf (閲覧日2024年9月4日)

3-6. 換気や空気清浄の実施

換気や空気清浄の実施 参考文献

項番	文献情報
[30]	公益財団法人日本アイスホッケー連盟,(公財)日本アイスホッケー連盟主催大会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル(有観客版), https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20220912_161330.pdf (閲覧日2025年3月19日)

3-7. パーティションの設置

3-7. パーティションの設置

パーティションの設置

対策の概要

アクリル板等の仕切板の設置。

場面

- 飲食時等のマスクを外す場面。
- 対面で接客する場面。

飛沫(咳やくしゃみ)の遮断

- 対面する人の飛沫(咳やくしゃみ)を遮断できる位置にパーティションを設置する。

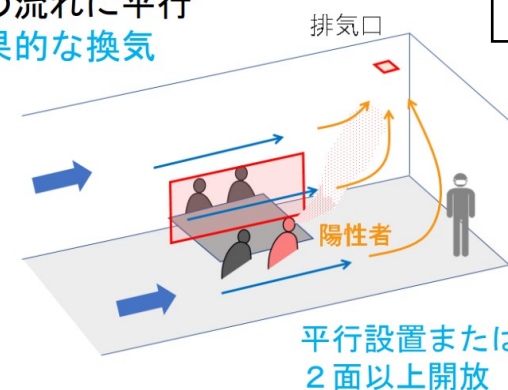
換気を阻害しない設置

- 空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。
- 目を覆う程度の高さのパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする^[1]。

実施にあたってのポイント



空気の流れに平行
→効果的な換気



出所)ACワークス株式会社,イラスト素材:打ち合わせ 飛沫感染防止 パーティション, <https://www.ac-illustr.com/main/detail.php?id=22006808&word=%E6%89%93%E3%81%A1%E5%90%88%E3%82%8F%E3%81%9B%E3%80%80%E9%A3%9B%E6%B2%AB%E6%84%9F%E6%9F%93%E9%98%B2%E6%AD%A2%E3%80%80%E3%83%91%E3%83%BC%E3%83%86%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%B3> (閲覧日2025年3月10日) テキストボックスは三菱総合研究所の追記。

出所)新型コロナウイルス感染症対策分科会, 第7波に向けた緊急提言 令和4年7月14日(木), <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/7thwave.teigen.pdf> (閲覧日2025年1月6日) テキストボックスは三菱総合研究所の追記。

3-7. パーティションの設置

パーティションの設置

感染拡大
防止効果

- パーティションは、マスクを着用しない状態で会話等により発せられた飛沫の拡散を物理的に遮断することがシミュレーションで示されている^[2,3]。
- 室内環境(大学の食堂)でマスクを外した人が咳をする場面を想定したシミュレーションにおいて、パーティションを設置することで対面に座った人の飛沫を遮断できることが示されている^[3]。
- 一方で、設置方法によってはかえって換気を阻害する可能性があることから、配置方法について考慮する必要がある。

従業員が実施する際のコスト

(1)導入にあたり生じるコスト

- 必要量の調達や設置に伴う費用や業務負担が生じる。
- パーティションの設置方法や清掃方法に関して従業員等へ周知することに関わる業務負担が生じることが考えられる。

(2)対策の実施中に生じるコスト

- パーティションの定期的な清掃などの業務負担が生じる。

(3)対策の終了後に生じるコスト

- 廃棄に伴う費用や業務負担が生じる^[4]。

利用者への働きかけに関わるコスト

(1)導入にあたり生じるコスト

- パーティション設置の意味を周知したり、パーティションを動かさないように注意するためのポスターや案内表示板等の作成、設置に伴う費用や業務負担が生じることが考えられる。

(2)対策の実施中に生じるコスト

- 利用者への声かけや周知徹底のための業務負担が生じることが考えられる。(特に、パーティションを動かさないよう注意するための業務負担が生じることが考えられる。)
- パーティションの設置について、利用者とトラブルが発生した場合、解決のための業務負担等が生じることが考えられる。

コスト

パーティションの設置

従業員が実施する際の留意点

(1)設置方法

(a)換気を考慮した設置方法

- パーティションの設置にあたっては、換気の効率が低下しないような配置が重要である^[5,6]。
- パーティションでエアロゾルを遮蔽することは難しいため、換気によって排出されるよう、空気の流れに対してパーティションを平行に配置する等、パーティションによる空気の流れの阻害や停滞を避けることが重要とされている^[5,6]。
- 座席数や配置、給気口や排気口の位置を考慮してパーティションを設置する^[5,6]。
- 他の感染症対策(換気、マスクの着用等)とパーティションの設置を併用し、感染リスクを低減する方法を一つに頼らないことが重要である。
- 設置により、声が聞こえにくくなることから、大声になり、かえって飛沫が飛びやすくなる可能性があることに留意する。

(b)安全性を考慮した設置方法

- 可燃性のプラスチックのパーティションの場合、周辺で火を扱う環境では設置しないよう留意する必要がある。
- パーティションが倒れて怪我をする人などが出ないよう、パーティションをしっかりと固定する必要がある。また鋭利な部分は怪我の原因となるため、保護等の措置を講じる必要がある。

(2)マスクの着用との併用

- パーティションを単体で用いた場合でも一定の有用性は認められるが、マスクの着用と併用することでエアロゾルの遮断効果が高まることが実験で確認されており、居室内で会話する場合などでは、パーティションを設置していてもマスクを外すことは推奨されない^[6,7]。
- マスクを外す場合は会話を控えるよう呼びかける等の対応を取る必要がある。

3-7. パーティションの設置

パーティションの設置

(参考) 新型コロナウイルス感染症対応の例

新型コロナウイルス感染症対策として以下のような内容を推奨する提言が発出された。

【高いパーティション等※を用いる場合の留意点】

※天井からのカーテン、目を覆う程度の高さより高いパーティションなど

- 高いパーティションは、空気の流れに対して平行に配置する。
- 高いパーティションと壁で囲まれた空間ではCO₂濃度を測定し、1,000ppm超など濃度が高い場合には^[8]空気清浄機やファン(扇風機、サーキュレータ、エアコンの送風)を用いて換気を改善する。
- ファンを用いる場合には、風下での感染対策のために 首振りやスイングを用いる。
- 高いパーティションの隙間には気流が集中するため、その風下には席を配置しない。

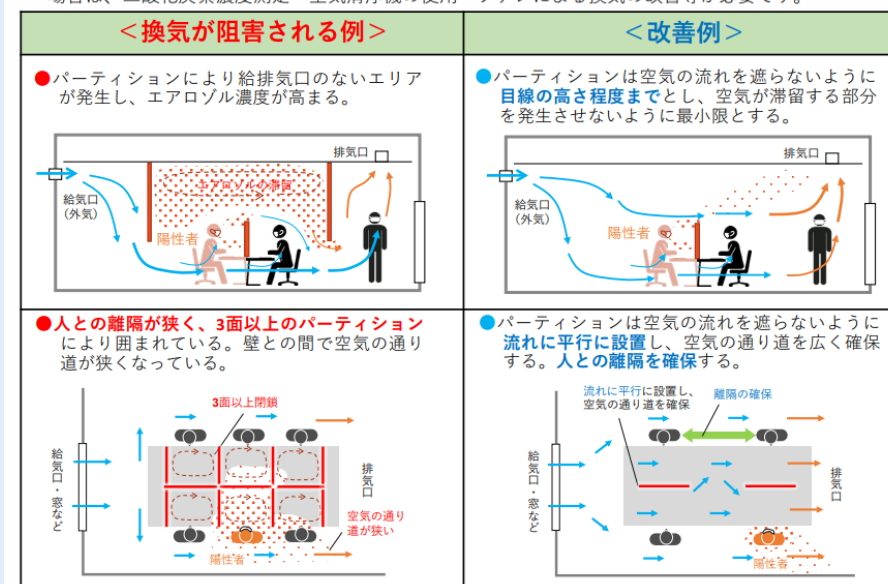
【低いパーティション※を用いる場合の留意点】

※目を覆う程度の高さのパーティション

- 横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、空気によるよみを作らないように、3方向を塞がないように配置する。

【換気を阻害しないパーティションの配置】

●以下のような場合もパーティションによる換気阻害の恐れがあります。マスクや離隔距離の確保に加え、パーティション設置も工夫しましょう。やむを得ず、高いパーティションと壁で囲まれてしまう場合は、二酸化炭素濃度測定・空気清浄機の使用・ファンによる換気の改善等が必要です。



出所) 新型コロナウイルス感染症対策分科会, 感染拡大防止のための効果的な換気について 令和4年7月14日(火), https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf (閲覧日2024年9月30日)

3-7. パーティションの設置

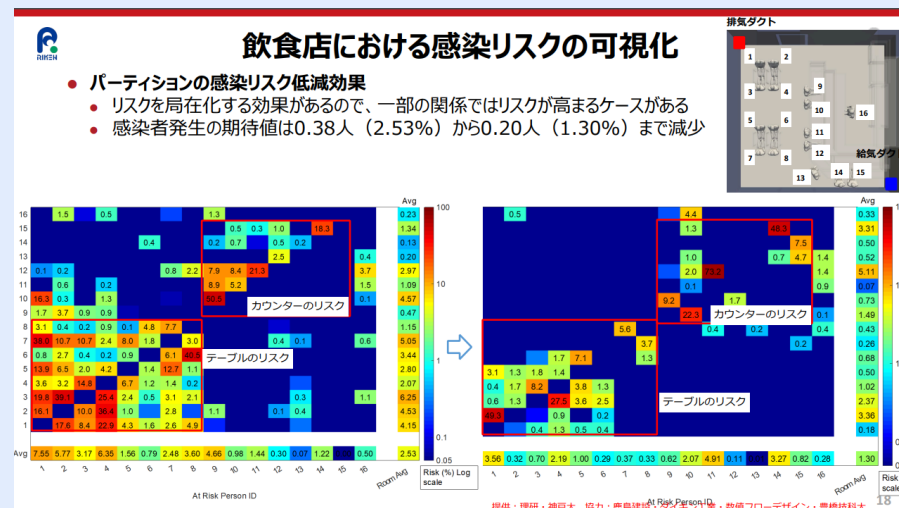
パーティションの設置

(参考) 新型コロナウイルス感染症をモデルとしたシミュレーションの結果^[9]

16名程度が入る小型の店舗を想定し、室内に1名の感染者が滞在する場合の在室者1名の感染確率をシミュレーションで求めた。滞在時間は1時間で、感染者が大声で話していることを想定し、換気装置にエアコンとキッチンダクトを併用している場合と、それらに加えてパーティションを設置した場合の室内の感染確率を比較した。

- パーティションを設置しない場合、室内全体の感染確率は2.53%(感染者発生期待値は0.38人)であった。
- パーティションを設置した場合、室内全体の感染確率は1.30%(感染者発生期待値は0.20人)まで減少した。パーティションは、計9枚を、カウンターでは座席の間ごとに設置し、4人テーブル席では相対する席の間に設置したと想定した。

【飲食店におけるパーティションの有無による感染リスクの比較分析事例】



出所)左右の図:坪倉誠, 理化学研究所, スパコン「富岳」による飛沫・エアロゾル感染リスク評価のデジタルトランスフォーメーション - 2021年11月19日 記者会見 発表資料,
<https://www.r-ccs.riken.jp/wp/wp-content/uploads/2021/11/211119tsubokura.pdf> (閲覧日2025年1月17日)

3-7. パーティションの設置

パーティションの設置

- 内閣官房、厚生労働省、農林水産省は、飲食時における感染症対策を促進するために、第三者認証制度の必須項目の一つとして、飲食店に対してパーティションの設置または1m以上の座席間隔の確保を求めた^[10]。また、利用者に対して、第三者認証制度の適用店の利用を促した^[左]。
- 事業者は、パーティションを設置していることを顧客に分かりやすく示すためにポスターや案内表示板を設置した^[中央,右]。

【ポスター・案内表示板等の例】



出所)首相官邸, 過去のチラシ一覧
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/pastflyers.html>
 (閲覧日2024年11月11日)



出所)大阪府門真市, コロナ対策ポスター・イラストをご活用ください
 【新型コロナウイルス3(2021)年3月22日更新】
<https://www.city.kadoma.osaka.jp/kinkyu.2/12490.html>
 (閲覧日2024年11月11日)



出所)飲食店用品.jp, 新型コロナウイルス対策しています! チラシ画像無料配布,
<https://www.inshokuten-youhin.jp/html/page221.html>
 (閲覧日2024年11月11日)

パーティションの設置

「食堂、レストラン、喫茶店等」

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」(2022年12月13日)

- テーブル席では、座席の間は、飛沫感染予防のためにパーティション等で区分するか、できるだけ1m以上の間隔を空けて座れるように配置を工夫する。カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けるか、カウンターテーブルに隣席とのパーティション(アクリル板等)等で区分できるようにするなどし、横並びで座る人に飛沫が飛ばないように配慮する。
- 少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者が同行する高齢者・乳幼児・障がい者等が同席する場合は、上記の対応を行わないことができる。

「食堂、レストラン、喫茶店等」

「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(2022年12月16日)

- 換気設備が不十分な店舗や個室を使用する場合は、＜中略＞パーティションを設置する場合は、局所的に空気によどみが発生しないよう、「外食業の事業継続のためのガイドラインQ&A」のQ8パーティションの項(注)を参照に工夫する。

注:「設置型のアクリル板やカーテン式のビニールシート、テーブル席間の衝立・パーティションなど、店舗の事情に合わせた工夫が求められます。なお、アクリル等のプラスチック製品は可燃性であり、周辺で火を扱う環境(コンロ周辺や喫煙エリアなど)では、使用しないようにお願いします。パーティションの配置は、店舗内の空気の入口(給気口)と出口(排気口)の状況を確認し、空気(換気)の流れを阻害しないように工夫する。」

出所)一般社団法人 日本フードサービス協会, 一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会, 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン, <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisiyoku/attach/pdf/index-2.pdf> (閲覧日2025年2月5日)

「医療サービス等」

「施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(第12版)」(2022年11月18日)

- 休憩スペース、食事スペース、喫煙スペース等では下記＜中略＞を徹底する。
 - 一定の距離が保てない場合は、空気の流れを阻害しないようにパーテーションや仕切りを設置する。

「インフラ運営等」

「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(2022年12月9日)

- 有人パーキングエリアにおいて、飛沫感染防止のため、必要に応じて透明ビニールカーテン等を設置して、接客を行う。

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。
※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

パーティションの設置

「飲食料品供給」

「畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」
(2022年11月30日)

- 食堂等において＜中略＞真正面の座席配置を回避する又はアクリル板やパーテーション等の設置を実施する。

「冠婚葬祭」

「結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」」(2022年11月28日)

- テーブル、アクリル板等は披露宴開始前に清拭消毒をする。

「メディア」

「新しい生活様式におけるコミュニティ放送事業者のガイドライン」(2023年1月16日)

- 放送専従者及び番組出演者間・技術者間には、それぞれの区間に遮蔽物を設置する。
例)透明アクリル板やビニールシートの設置、フェイスシールドの装着など
※遮蔽物は火気使用設備・器具・白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにする。ただし、これらの近くに設置することが感染予防上必要な場合は、燃えにくい素材(難燃性、不燃性、防災製品など)を使用すること。

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。
※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

3-7. パーティションの設置

パーティションの設置 参考文献

項番	文献情報
[1]	新型コロナウイルス感染症対策分科会, 第7波に向けた緊急提言 令和4年7月14日(木), https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/7thwave_teigen.pdf
[2]	MIRZAI, Mahshid, et al. COVID-19 spread in a classroom equipped with partition-A CFD approach. Journal of Hazardous Materials, 2021, 420: 126587., https://doi.org/10.1016/j.jhazmat.2021.126587
[3]	ZHAO, M., et al. Assessment of COVID-19 aerosol transmission in a university campus food environment using a numerical method. Geoscience frontiers, 2022, 13.6: 101353., https://doi.org/10.1016/j.gsf.2022.101353
[4]	環境省, 不要になった新型コロナウイルス感染症対策の備品等(パーティション等)について, https://www.env.go.jp/recycle/waste/infect_contr.html
[5]	新型コロナウイルス感染症対策分科会, 感染拡大防止のための効果的な換気について 令和4年7月14日(火), https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf
[6]	HAYASHI, Motoya, et al. Ventilation methods against indoor aerosol infection of COVID-19 in Japan. Atmosphere, 2023, 14.1: 150., https://doi.org/10.3390/atmos14010150
[7]	立道昌幸他, 厚生労働省, 「令和3年度新規採択課題 8. 職域における総合的感染症予防対策に資するガイドラインの作成、体制整備、ツールの開発に関する研究」統合報告書 総合研究報告書(3/10)第4章, https://www.mhlw.go.jp/content/001275466.pdf
[8]	厚生労働省, 建築物環境衛生管理基準について, https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei10/
[9]	坪倉誠, 理化学研究所, スパコン「富岳」による飛沫・エアロゾル感染リスク評価のデジタルトランスフォーメーション - 2021年11月19日 記者会見 発表資料, https://www.r-ccs.riken.jp/wp/wp-content/uploads/2021/11/211119tsubokura.pdf
[10]	内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長, 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官, 農林水産省大臣官房審議官, 飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について, https://www.caicm.go.jp/news/pdf/inshoku_taisaku_20210430.pdf
[11]	一般社団法人 日本フードサービス協会, 一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会, 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン 改正:(2022年12月13日), https://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguideline_221213kai.pdf (閲覧日2025年3月19日)
[12]	一般財団法人 カクテル文化振興会, 一般社団法人 日本バーテンダー協会, 一般社団法人 日本ホテルバーメンズ協会, オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(2022年12月16日改訂) (閲覧日2024年9月4日)
[13]	公益社団法人 全国柔整鍼灸協会, 施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(第12版), https://www.zenjukyo.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2020/04/COVID-19_guideline.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[14]	阪神高速道路株式会社, 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(2022年12月版), https://www.hanshin-exp.co.jp/company/files/221209_guideline.pdf (閲覧日2024年9月4日)

3-7. パーティションの設置

パーティションの設置 参考文献

項番	文献情報
[15]	公益社団法人 中央畜産会, 畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン(2022年11月30日改正), https://jlia.lin.gr.jp/data/2022/somu/guideline_20221130.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[16]	公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会, 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会, 結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」(2022年11月28日改訂), https://www.bia.or.jp/wp-content/uploads/2022/11/d8c5ef947fae5c1c96e9ffefd0c684c5.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[17]	一般社団法人 日本コミュニティ放送協会, 新しい生活様式におけるコミュニティ放送事業者のガイドライン(2023年1月16日改訂), https://www.jcba.jp/dcms.media/other/%E6%96%B0%E3%81%97%E3%81%84%E7%94%9F%E6%B4%BB%E6%A7%98%E5%BC%8F%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8BCFM%E3%81%AE%E3%82%AB%E3%82%99%E3%82%A4%E3%83%88%E3%82%99%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3_%E4%BB%A4%E5%92%8C5%E5%B9%B41%E6%9C%8816%E6%97%A5%E6%94%B9%E8%A8%82%E7%89%88.pdf (閲覧日2024年9月4日)

3－8. 人と人との距離の確保

3-8. 人と人との距離の確保

人と人との距離の確保

対策の概要

物理的な対人距離の確保。

場面

- ほとんどの場面。
- マスクを着用しない状況や、換気が不十分な状況では、特に人と人との距離の確保が推奨される^[1]。

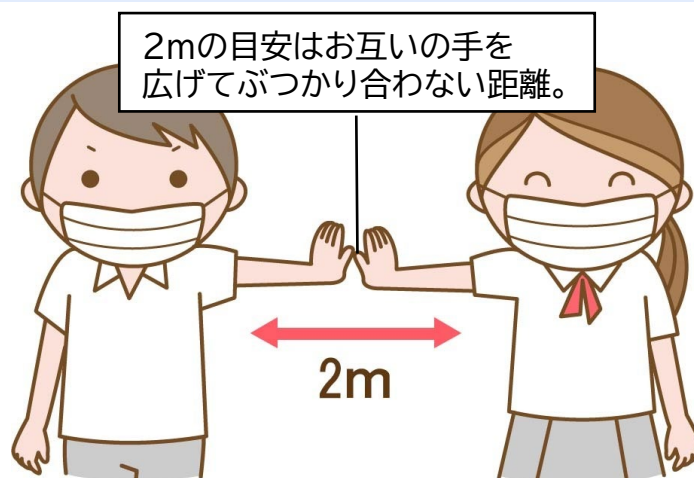
適切な間隔の選択

- 屋内・屋外を問わず、可能な限り2m(最低1m)以上、人との間隔を空ける^[2]。
- 執務する場所や食事する場所では人と人との間隔を適切な距離に保つように座席を配置する^[3]。

心理的なつながりの確保

- 電話、インターネット(メール、SNS、リモート会議)など、人と人との心理的なつながりを確保するための工夫を行う。

適切な間隔の選択



出所)イラストボックス,ソーシャルディスタンス 学生, <https://www.illustr-box.jp/sozai/144995/> (閲覧日2025年1月6日)
テキストボックスは三菱総合研究所の追記。

心理的なつながりの確保



出所)illustAC, イラスト素材:200428,オンライン飲み会, <https://www.ac-illustr.com/main/detail.php?id=1969087> (閲覧日2025年1月6日)

実施にあたってのポイント

3-8. 人と人との距離の確保

人と人との距離の確保

感染拡大
防止効果大

- 物理的な距離に応じて感染者から他の人へ到達する飛沫数が減少することがシミュレーションで示されている^[1]。
- 少なくとも1mの距離を置くことで感染リスクが大幅に減少し、2mの距離を置くと、より効果的である可能性が、シミュレーションや複数の研究のレビューにより示唆されている^[1,4]。

従業員が実施する際のコスト

(1)導入にあたり生じるコスト

- 座席配置の変更や、新たな導線を整備するための業務負担が生じることが考えられる。
- 対面で実施していた業務(会議や研修を含む)をオンラインで実施する場合、そのための機器やツールの調達に伴う物的費用が生じることが考えられる。また、新しいツールの使用方法について従業員に教育するためのコストが生じることが考えられる。

(2)対策の実施中に生じるコスト

- 人と人との距離確保に伴う収容人数や稼働人数の減少により売上の減少が生じることが考えられる。特に収容人数が多い店舗や会場は、より多くの売上の減少が生じる点に留意が必要である。

利用者への働きかけに関わるコスト

(1)導入にあたり生じるコスト

- 人と人との距離の確保の必要性を周知するためのポスターや案内表示板等の作成、マーキングテープ、設置に伴う費用や業務負担が生じることが考えられる。
- 人と人との距離を確保できるような座席配置の管理(指定席制度の導入など)に関する業務負担、そのための機器やツールの調達に伴う費用が生じることが考えられる。

(2)対策の実施中に生じるコスト

- 利用者への声かけや周知徹底のための業務負担が生じることが考えられる。
- 人と人との距離の確保について、利用者とトラブルが発生した場合、解決のための業務負担等が生じることが考えられる。

コスト

3-8. 人と人との距離の確保

人と人との距離の確保

実施にあたっての留意点

従業員が実施する際の留意点

(1)特に実施が推奨される場面

- マスクを外す状況(食事など)で対面する場合、感染のリスクが高まることから、人と人との距離を確保することが望ましい^[1]。
- 換気が不十分で、多くの人々が集中する状況(「3密(密閉・密集・密接)」の状況)^[2]は、感染拡大が起こりやすい環境である。従業員は就業時間中か否かに関わらず、3密状況を回避するように注意することが望ましい。
- 休憩場所を追加する、休憩時間をずらすなど、休憩中の従業員同士の感染を防止する対策を行うことが望ましい。

(2)マスクの着用との併用

- 人と人との距離の確保、マスクの着用を併用することで、感染拡大のリスクを低減できるとする研究結果が報告されている^[5]。
- 人と人との距離の確保状況や場面によって、必ずしもマスクの併用を求めないことも考えられる^[下表]。
※新型コロナウイルス感染症時は下表のような対応が取られたが、病原体の性状等を考慮した対応が求められる点に留意が必要である。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対応の例

新型コロナウイルス感染症対策において、当時の病原体の性状等を考慮したうえで、政府が示した【マスク着用の考え方】では身体的距離(人と人との距離)を確保できるか、屋内か・屋外かに応じた、マスクの着用の必要性が明確化された。ただし、これは、当時の新型コロナウイルス感染症の病原体の性状等を踏まえた考え方であり、新型コロナウイルス感染症に限定した対応である。

【マスク着用の考え方】

2022年5月に、身体的距離(人と人との距離)を確保している場合は、屋内で会話をする状況でのみ、マスクの着用が推奨された。

	身体的距離(※)が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内(注)	屋外	屋内(注)	屋外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用の必要はない	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する	着用の必要はない

(注)外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

出所)厚生労働省、マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて - 第85回(令和4年5月25日)新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード、
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000942851.pdf> より三菱総合研究所作成

人と人との距離の確保

実施にあたっての
留意点(続き)

利用者への働きかけに関わる留意点

- 利用者に人と人との距離を確保してもらうために、従業員からの説明や、看板やポスター、距離の目安となる目印等を使って明確に指示が伝わるようにすることが望ましい。

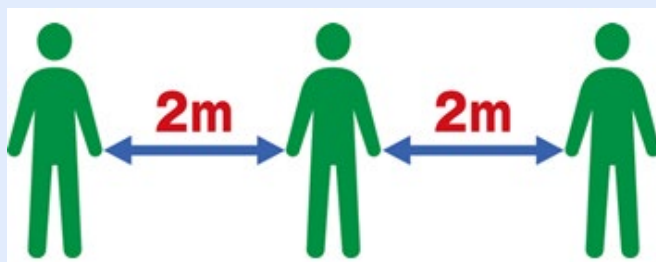
3-8. 人と人との距離の確保

人と人との距離の確保

事業者・従業員や利用者への働きかけの例

- 自治体や事業者は、利用者に人と人との距離の確保を働きかけることを目的としたポスターを作成した。

【ポスター・案内表示板等の例】



出所)東京都, 新型コロナウイルス拡大防止にご協力をお願いします,
<https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/2020/05/01.html> (閲覧日2024年11月11日)

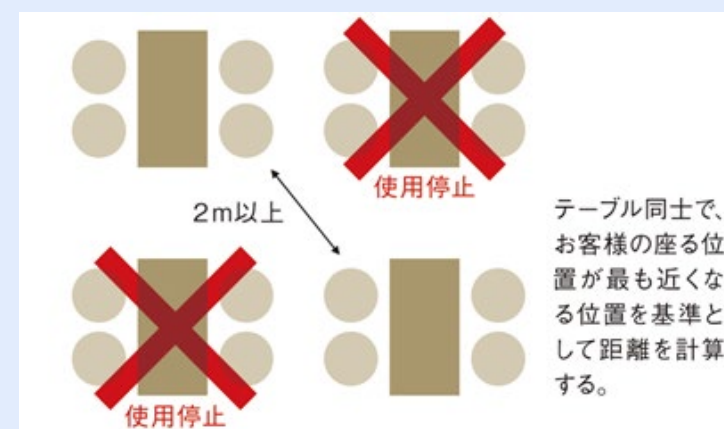


出所)清水株式会社, ソーシャルディスタンスサインシリーズ, <https://www.shimiz-u-net.co.jp/products/200722001/> (閲覧日2024年11月11日)



出所)株式会社大里, ソーシャルディスタンス用サイン販売開始!,
<https://ohsato-web.co.jp/socialdistancesign>
 (閲覧日2024年11月11日)

「新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル」より



出所)一般社団法人すすきの観光協会, 新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル,
<http://www.susukino-ta.jp/stopcovid19/p04-05.html> (閲覧日2024年11月11日)

3-8. 人と人との距離の確保

人と人との距離の確保

「体育館、水泳場、ボウリング場、運動施設、遊技場」
「Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(2023年改定版)」(2023年3月2日)

● ① 基本的な予防行動

マスクなしの場合	距離(2m目安)をとるか、会話を制限
距離なしの場合 (2m未満目安)	マスクをつけるか、会話を制限
会話ありの場合	マスクをつけるか、距離を制限
換気の悪い場所	複数人数の利用時はマスクを着用

(「距離あり」とは「2m以上空ける」ことを指す。濃厚接触疑いの基準に示す距離に準拠)

- ③ リスク行動を減らす
 - ・ 複数人数が、距離のとりにくいエリアに集まり、マスクを外して会話する状況(チーム活動の場合、ロッカールーム、チームバス、会食、スポーツジムなど)
- 運営者は、混雑が予想される場合は、＜中略＞列整理もしくは待機場所を明確にする目印の設置が望ましい

「医療サービス等」
「施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(第12版)」(2022年11月18日)

- 休憩・休息の際はスタッフ同士が触れ合わない距離を保つこと。また一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避の周知、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をする。

「インフラ運営等」
「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(2022年12月9日)

- レストランや無料休憩所の椅子を間引くなどにより、適切な距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合は、パーティションの設置や対面で座れないように努める。また、状況に応じて入場制限を行う。
- グループで食事をする時は、対面で座るのではなく、できるだけ斜めや横並びに座り、会話の場合は不織布などの品質の確かなマスクを必ず正しく着用するよう呼びかける。

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。
※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

3-8. 人と人との距離の確保

人と人との距離の確保

業種別ガイドラインでの記載例・特徴的な対策例（続き）

「物流、運送」

「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（第6版）」（2022年12月27日）

- <中略> 旅客の顔を確認する必要がある場合は、最低1mの距離を保った上で一時的にマスクを外すよう求めてよい。

「金融」

「労働金庫における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（2023年2月28日）

- 店頭における「三つの密（密閉、密集、密接）」の発生を回避するため、<中略> お客さまが他者と十分な間隔を保ってお待ちいただけることが前提となる入店可能人数の目安を算出し、店舗運営を行う。
- 上記の店舗運営の結果、入店できないお客さまに対しては、非対面取引や後日の来店をお勧めすることに加え、必要に応じて、予約制の導入等を柔軟に行っていく。

「飲食料品供給」

「畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」（2022年11月30日）

- 食堂等において列が発生する箇所には、立ち位置マークをつける等、身体的距離を確保した整列を行う<中略>。

「生活必需物資供給」

「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」（2022年11月29日）

- 店内での滞在に際し、顧客に対し掲示・アナウンスの実施などにより可能な範囲での対人距離の確保を促す。

「冠婚葬祭」

「結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」」（2022年11月28日）

- スナップ写真を撮影する際には、密集となることのないポーズとする。

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。
※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

3-8. 人と人との距離の確保

人と人との距離の確保

新型コロナウイルス感染症対応における業種別ガイドラインでの記載例・特徴的な対策例(続き)

「遊興施設」

「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(2022年12月16日)

- 歌唱に際して、対人間の距離をできるだけ2mとり、とれない場合はマスクの着用を推奨し、座席間隔についても真正面で着座しないなど、座席の間隔をできるだけ1m以上確保するよう理解してもらう。

「体育館、水泳場、ボウリング場、運動施設、遊技場」

「FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン」(2022年12月8日)

- グループレッスンを実施する際には、適切な距離の確保を前提に、プログラムの運動強度や参加者の移動、位置などを考慮し、適宜感染予防対応に求められる対策を講じる。
- 密の回避、飛沫感染防止に関して利用者が安心してトレーニングを実施できるよう機材の配置については、適切な間隔確保や対面回避配置などの工夫が推奨される。

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。
※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

3-8. 人と人との距離の確保

人と人との距離の確保 参考文献

項番	文献情報
[1]	坪倉誠, 理化学研究所, 室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策(課題代表者; 理化学研究所/神戸大学 坪倉 誠) - 2020年10月13日 記者勉強会 オンラインスライド(動画付き), https://www.r-ccs.riken.jp/outreach/formedia/201013Tsubokura/
[2]	厚生労働省, 「新しい生活様式」の実践例, https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf
[3]	立道昌幸他, 厚生労働省, 「令和3年度新規採択課題 8. 職域における総合的感染症予防対策に資するガイドラインの作成、体制整備、ツールの開発に関する研究」 統合報告書 総合研究報告書(3/10)第4章, https://www.mhlw.go.jp/content/001275466.pdf
[4]	CHU, Derek K., et al. Physical distancing, face masks, and eye protection to prevent person-to-person transmission of SARS-CoV-2 and COVID-19: a systematic review and meta-analysis. The lancet, 2020, 395.10242: 1973-1987., https://doi.org/10.1016/s0140-6736(20)31142-9
[5]	NAJMI, Ali, et al. Facemask and social distancing, pillars of opening up economies. Plos one, 2021, 16.4: e0249677., https://doi.org/10.1371/journal.pone.0249677
[6]	公益社団法人 日本プロサッカーリーグ, Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(2023 年改定版), https://www.jleague.jp/img/pdf/2023_0302_01.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[7]	公益社団法人 全国柔整鍼灸協会, 施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(第12版), https://www.zenjukyo.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2020/04/COVID-19_guideline.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[8]	阪神高速道路株式会社, 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(2022年12月版), https://www.hanshin-exp.co.jp/company/files/221209_guideline.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[9]	定期航空協会(一社)全国空港事業者協会, 航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン2022年12月27日改定(第六版), https://teikokyo.gr.jp/cms/wp-content/uploads/2023/09/267f88002832aa3276edd8c50a17e97f.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[10]	一般社団法人 全国労働金庫協会, 労働金庫における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和5年2月28日改正), https://all.rokin.or.jp/important/file/20230228_coronaguideline.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[11]	公益社団法人 中央畜産会, 畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン(2022年11月30日改正), https://jlia.lin.gr.jp/data/2022/somu/guideline_20221130.pdf (閲覧日2024年9月4日)

項番	文献情報
[12]	オール日本スーパーマーケット協会，一般社団法人 全国スーパーマーケット協会，日本小売業協会，一般社団法人 日本ショッピングセンター協会，一般社団法人 日本スーパーマーケット協会，一般社団法人 日本専門店協会，日本チェーンストア協会，一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会，一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会，一般社団法人 日本百貨店協会，一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会，一般社団法人 日本ボランタリーチェーン協会，小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン2022年11月29日改正， https://www.depart.or.jp/news/files/%E5%B0%8F%E5%A3%B2%E6%A5%AD%E3%81%AE%E5%BA%97%E8%88%97%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%82%A6%E3%82%A4%E3%83%AB%E3%82%B9%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E6%84%9F%E6%9F%93%E6%8B%A1%E5%A4%A7%E4%BA%88%E9%98%B2%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%EF%BC%88%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%94%E5%B9%B4%EF%BC%91%EF%BC%91%E6%9C%88%EF%BC%92%EF%BC%99%E6%97%A5%E6%94%B9%E8%A8%82%EF%BC%89.pdf（閲覧日2024年9月4日）
[13]	公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会，一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会，結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」（2022年11月28日改訂）， https://www.bia.or.jp/wp-content/uploads/2022/11/d8c5ef947fae5c1c96e9ffefd0c684c5.pdf（閲覧日2024年9月4日）
[14]	一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会，一般社団法人カラオケ使用者連盟，一般社団法人全国カラオケ事業者協会，カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 令和4年12月16日改訂， https://www.jkba.or.jp/uploads/news/de3d604043b137dcee767ec6ba04bfc0.pdf（閲覧日2025年3月19日）
[15]	一般社団法人 日本フィットネス産業協会，FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン 2022年12月8日， https://fia.or.jp/wp-content/uploads/2022/12/fia_guide_11.pdf（閲覧日2025年3月19日）

3－9. 部屋の占有率の制限

3-9. 部屋の占有率の制限

部屋の占有率の制限

対策の概要

同一室内に同時に滞在する人数の制限や人・座席の配置の工夫。

場面

- 屋内のほとんどの場面。

入室の制限

- 部屋の大きさや席数等を考慮して、在室可能な人数を決定する。
(政府や業界団体が在室可能な人数や占有率を定めている場合は、それを参考にする必要がある)
- 既に在室している人数、新たに入室する人数等を把握し、在室可能な人数を上回る場合はポスターや声かけ等で入室制限を行う。

人と人との間隔の確保

- 飛沫が到達する可能性を減らすために、使用できない座席・区間を設けたり、座席配置を工夫する。

実施にあたってのポイント

入場の制限



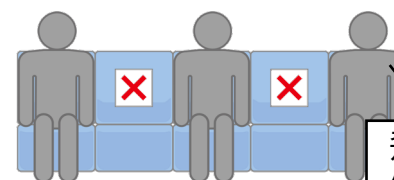
在室可能な人数を上回る場合は
ポスターや声かけ等で入室制限を行う。



部屋の大きさや席数等を考慮して、
在室可能な人数を決定する。

出所)左図:いらすと・こー, 入店人数制限中のイラスト, <https://illustrgo.com/posts/ig001242/> (閲覧日2025年1月6日)
テキストボックスは三菱総合研究所の追記。
右図:色んなイラスト・無料素材, 新型コロナ関連のイラスト「入店制限・入室制限・人数制限・混雑回避・感染対策」, <https://my-illustr.com/freemage/archives/2559> (閲覧日2025年1月6日)テキストボックスは三菱総合研究所の追記。

人と人との間隔の確保



飛沫が到達する可能性を減らすために、
使用できない座席・区間を設ける。

向かい合わせにならないように、
座席配置を工夫する。



出所)上図:イラストAC, イラスト素材:ソーシャルディスタンス座席1, <https://www.ac-illustr.com/main/detail.php?id=1999867> (閲覧日2025年3月10日) テキストボックスは三菱総合研究所の追記。
下図:一般社団法人日本スポーツ栄養協会, スポーツ栄養Web, 会食時に新型コロナに感染した事例の研究結果「斜め向かい着座などがリスクを下げる可能性」
国立感染症研究所, <https://sndj-web.jp/news/001043.php>, (閲覧日2025年3月10日) テキストボックスは三菱総合研究所の追記。

3-9. 部屋の占有率の制限

部屋の占有率の制限

感染拡大
防止効果

- 人と人との距離を確保できるように室内の人数を制限した場合や、座席の配置や人の向きを工夫した場合、そうでない場合と比べて、感染リスクが減少することが実験やシミュレーションで示された^[1,2,3]。

(参考) 新型コロナウイルス感染症への有効性

- 部屋の占有率を下げることで感染確率が低下することがシミュレーションで示唆された^[4]。

従業員が実施する際のコスト**(1)導入にあたり生じるコスト**

- 座席配置の変更や、新たな導線の整備のための業務負担が生じることが考えられる。
- 部屋の占有率の制限前と同じ人数を収容するために、追加で部屋等の空間を確保する場合は、調達のための費用が生じる。
- 対面で実施していた業務(会議や研修を含む)をオンラインで実施する場合、そのための機器やツールの調達費用が生じる。

(2)対策の実施中に生じるコスト

- 店舗や工場においては、部屋の占有率の制限に伴う収容人数や稼働人数の減少等に伴う売上の減少が生じることが考えられる。
- 対面で実施していた業務をオンラインで実施するために導入したツールの使用方法を従業員に教える教育コストが生じる。

利用者への働きかけに関わるコスト**(1)導入にあたり生じるコスト**

- 部屋の占有率の制限を周知するためのポスターや案内表示板等の作成、マーキングテープの設置に伴う費用や業務負担が生じることが考えられる。
- 入退場人数を把握するための機器や、部屋の占有率を減少させるための座席配置の変更や導線整備、座席の管理(座席の運用を自由席から指定席に変更など)に必要な機器の調達に費用が生じる。
- 部屋の占有率を減少させるための座席配置の変更や導線整備に必要な空間が生じる。

(2)対策の実施中に生じるコスト

- 利用者への声かけに伴う業務負担が生じることが考えられる。
- 入退場人数を把握するための監視人の費用、追加の業務負担が生じることが考えられる。

コスト

3-9. 部屋の占有率の制限

部屋の占有率の制限

コスト(続き)

利用者への働きかけに関わるコスト(続き)

(2)対策の実施中に生じるコスト(続き)

- 部屋の占有率を減少させるような座席配置の管理に関する業務負担が生じることが考えられる。
- 部屋の占有率の制限について、利用者とトラブルが発生した場合、解決のための業務負担等が生じることが考えられる。

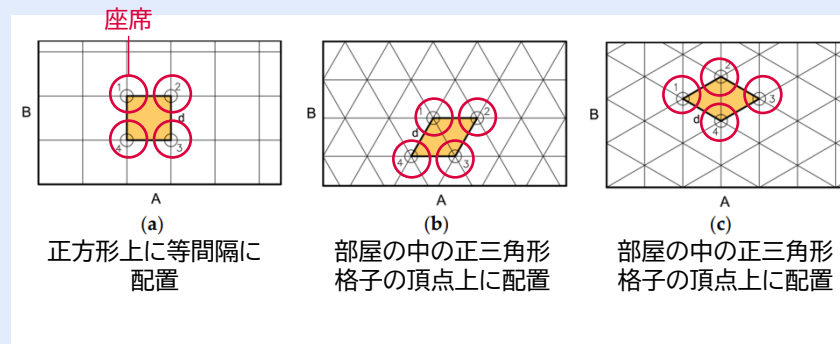
従業員が実施する際の留意点

- 同一室内で勤務する人員が制限されるため、出勤する従業員には時差出勤を求める、出勤が不要な従業員にはテレワークを求めることなどが必要となる。
- ただし、座席配置を工夫することにより、人同士の距離を保ったまま収容人数を増やすことが可能であることが示されている[右][5]。

(参考) 新型コロナウイルス感染症時の研究結果

【人同士の距離を保ったまま収容人数を増やす配置方法】

スペイン アリカンテ大学の研究チームは、各座席(図中、赤丸)を(a)正方形上に等間隔に配置する方法と比較して、(b)平行四辺形上、(c)ひし形上に等間隔に配置する方法の方が、人同士の距離を保ったまま収容人数を増やせることを示した。



出所)BAÑÓN, Luis; BAÑÓN, Carlos. Improving room carrying capacity within built environments in the context of COVID-19. Symmetry, 2020, 12.10: 1683., <https://doi.org/10.3390/sym12101683> (閲覧日2025年1月6日) 赤字、赤線、赤丸は三菱総合研究所の追記。

実施にあたっての留意点

3-9. 部屋の占有率の制限

部屋の占有率の制限

利用者への働きかけに関わる留意点

- 人の向きにより感染確率が異なる可能性が考えられるため、全員ができるだけ一方向を向き、例えば、隣り合う利用者同士が会話などをしないように、働きかける必要が生じる。
- 入場制限のために待機してもらう場合は、他店の迷惑とならないような列形成や、人と人との距離の確保をお願いする必要が生じる。

(参考) 新型コロナウイルス感染症時の研究結果

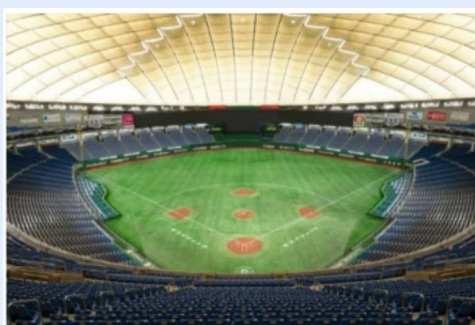
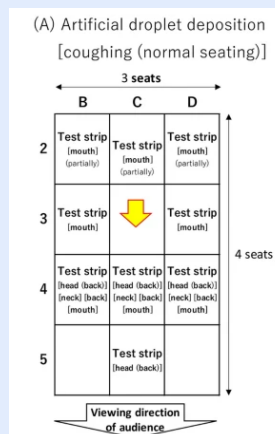
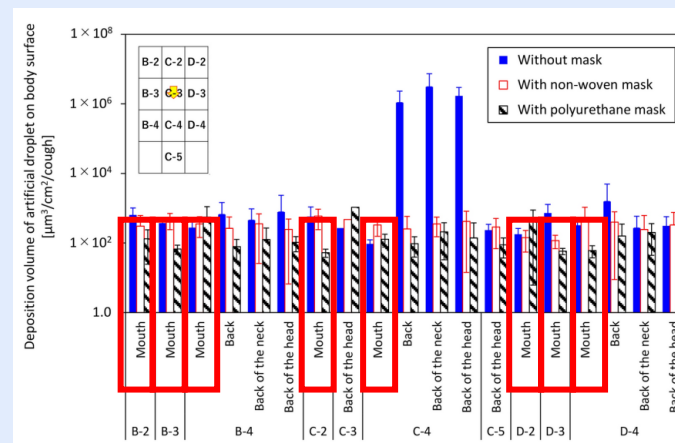
産業総合研究所 篠原氏の研究チームが、大規模屋内スタジアム(注:東京ドームで実施)の観客席での飛沫の拡散状況を検証した結果、観客がマスクなしで声を出しても、全ての観客が前を向いていれば感染リスクは低いことが確認された^[2]。

【東京ドームの観客席での飛沫の拡散状況に関する研究】

東京ドームの観客席(上段スタンド、下段スタンド等)で、咳シミュレーター
の周囲の座席に配置したマネキンに付着する飛沫が測定された。

マスクの有無に関わらず、咳シミュレーター周辺のマネキンの口元への
飛沫の付着はほとんど見られないことが確認された。

【東京ドーム】

【咳シミュレーター(黄色矢印)
と周囲の測定位置】【周囲の測定位置に配置したマネキンへの飛沫の付着量
(赤枠は口元を示す)】

測定位置

飛沫の付着量

青棒は咳シミュレーターにマスクをつけない場合、他はマスクをつけた場合の付着量を示す。

出所) SHINOHARA, Naohide, et al. Wind velocity and dispersion/advection-diffusion of artificial droplets and droplet nuclei in a domed all-weather multi-purpose stadium. Scientific Reports, 2024, 14.1: 26601., <https://doi.org/10.1038/s41598-024-76806-y> 赤枠、文言は三菱総合研究所の追記。

3-9. 部屋の占有率の制限

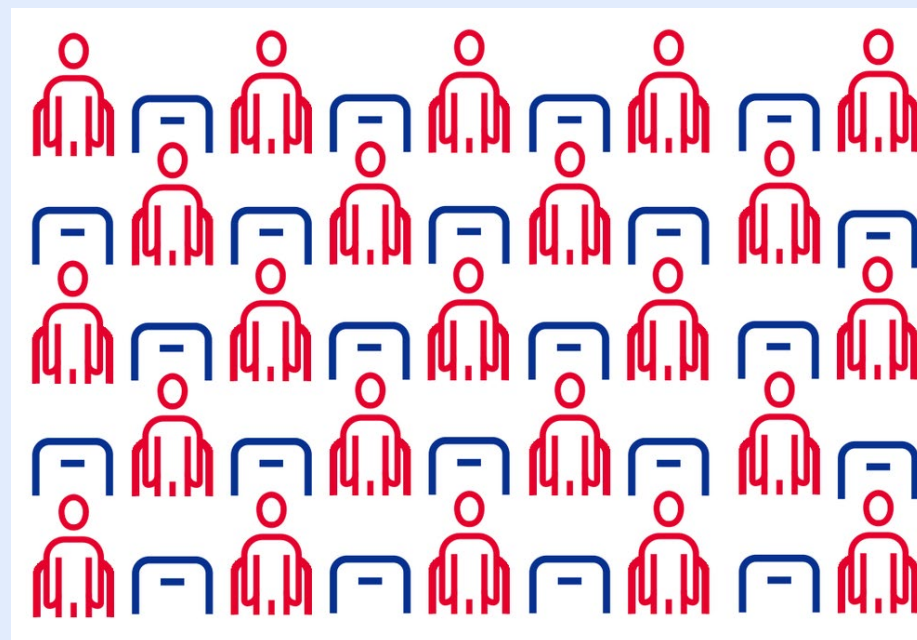
部屋の占有率の制限

- 事業者は、入場制限を実施していることを顧客に分かりやすく示すためにポスターや案内表示板を設置した^{〔左〕}。
- 人と人との距離を確保しつつ、部屋の占有率を制限するために市松模様の座席配置が検討された^{〔右〕}。

【ポスター・案内表示板等の例】



出所)大阪府門真市, コロナ対策ポスター・イラストをご活用ください【新型コロナウイルス令和3(2021)年3月22日更新】,
<https://www.city.kadoma.osaka.jp/kinkyu.2/12490.html>
 (閲覧日2024年11月11日)



出所)東京フットボールクラブ株式会社, FC東京/味の素スタジアム 有観客試合開催方針について ご観戦について,
<https://www.fctokyo.co.jp/news/11534> (閲覧日2024年11月18日)

3-9. 部屋の占有率の制限

部屋の占有率の制限

新型コロナウイルス感染症対応における
業種別ガイドラインでの記載例・特徴的な対策例

「飲食料品供給」

「畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」
(2022年11月30日)

- 食堂等において列が発生する箇所には、＜中略＞椅子を間引くなど間隔を空けた座席の配置(1メートル以上の間隔を確保する)＜後略＞

「教育施設」

「日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドライン第七版」(2022年11月14日)

- 共用場所のそれぞれに、対人距離が確保できる同時利用人数の制限を設け、動線の確保も行う。ただし、マスクの着用や換気が徹底されている場合はこの限りでない。
- 食堂を利用する場合は、利用前の手洗いを徹底し、食事をする際は、対面を避け間隔を1mあけた配席とすること。

「劇場、観覧上、映画館、演芸場」

「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(2023年2月6日)

- お客さまと出演者との物理的距離を確保するため、客席の設定にあたっては、互いに触れ合わない程度の間隔を目安として設けることとします。
- 施設の喫煙所を利用する場合は、十分な間隔が確保されるよう、スペースに応じた利用可能人数を決定し、その定員内で利用可能とします。

「食堂、レストラン、喫茶店等」

「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(2022年12月16日)

- 椅子を間引くこと等、＜中略＞座席配置をする。

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。
※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

3-9. 部屋の占有率の制限

部屋の占有率の制限

業種別ガイドラインでの記載例・特徴的な対策例(続き)

「冠婚葬祭」

「結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」(2022年11月28日)」

- (食事、喫煙を含む)休憩・休息の際は対人距離の確保、適切な換気、3密の回避を徹底し、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、
- 披露宴会場は、出来るだけ広めの会場を手配し、椅子を間引くこと等十分な間隔(※)を空けた座席配置又は換気に注意をしたうえでアクリル板等の設置等、飛沫感染・エアロゾル感染に効果のある措置等を実施する。(※)「十分な間隔」とは、できる限り1m程度を目安とし、少なくとも隣の席とは1席程度の間隔を空けることをいう。

「博物館、美術館、図書館」

「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(2022年12月1日)

- 緊急事態宣言等対象都道府県内にある図書館は、リスク評価の検討の結果を踏まえ、知事からの要請等に留意し、館内外における過密解消、感染拡大の予防に向けて必要な対応を行うこと。例えば、閲覧スペースの座席数の制限、より厳しい入館者の人数制限の実施、完全オンライン予約制の導入等を行う。
- 飲食スペースは、短時間での利用となるよう留意し、感染防止策を徹底した上で利用に供すること。椅子を間引くこと等、人と人との間隔を十分に空け、真正面の配置を避けて、座席の間隔を1m以上確保できるよう配置する
- 従事者の休憩室の換気を徹底し、休憩・休息の際はマスクを着用し、身体的距離が確保できるように、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従事者に混雑時間帯の利用回避を周知する、

「メディア」

「新しい生活様式におけるコミュニティ放送事業者のガイドライン」(2023年1月16日)

- <事務所・打ち合せスペースなど>(※感染リスクが比較的高いので留意する。)一度に相対する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- スタジオ・編集室等への入室はソーシャルディスタンス(1m~2mを目安に確保するよう努める)が取れる人数に制限する。
- 事務所への入室はシフトを組みソーシャルディスタンス(できるだけ2mを目安に、最低1m確保するよう努める)が取れる人数に制限する。

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。
※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

3-9. 部屋の占有率の制限

部屋の占有率の制限

新型コロナウイルス感染症対応における業種別ガイドラインでの記載例・特徴的な対策例（続き）

「(公財)日本アイスホッケー連盟主催大会 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル(有観客版)」(2022年8月21日)

- 控室内でも社会的距離(できるだけ2m、最低1m)を確保し、人数制限があるところは、それを守る。
 - ・ 空いている部屋があれば追加の控室として利用できるよう割り当てる。
 - ・ 空きの部屋もなく社会的距離を確保できない場合には、ベンチ裏や観客席等も視野に工夫する。(控室以外で着替える必要がある場合、監督スタッフは、その選手が他チームと接することが無いよう、特段の配慮を行う)

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。
※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

3-9. 部屋の占有率の制限

部屋の占有率の制限 参考文献

項番	文献情報
[1]	坪倉誠, 理化学研究所, 室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策(課題代表者; 理化学研究所/神戸大学 坪倉 誠) - 2022年2月2日 記者勉強会 発表資料, https://www.r-ccs.riken.jp/wp/wp-content/uploads/2022/02/220202tsubokura.pdf
[2]	SHINOHARA, Naohide, et al. Wind velocity and dispersion/advection-diffusion of artificial droplets and droplet nuclei in a domed all-weather multi-purpose stadium. Scientific Reports, 2024, 14.1: 26601., https://doi.org/10.1038/s41598-024-76806-y
[3]	SHINOHARA, Naohide, et al. Evaluation of shields and ventilation as a countermeasure to protect bus drivers from infection. Environmental Research, 2023, 216: 114603., https://doi.org/10.1016/j.envres.2022.114603
[4]	HEKMATI, Arvin, et al. Simulating COVID-19 classroom transmission on a university campus. Proceedings of the National Academy of Sciences, 2022, 119.22: e2116165119., https://doi.org/10.1073/pnas.2116165119
[5]	BAÑÓN, Luis; BAÑÓN, Carlos. Improving room carrying capacity within built environments in the context of COVID-19. Symmetry, 2020, 12.10: 1683., https://doi.org/10.3390/sym12101683
[6]	公益社団法人 中央畜産会, 畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン(2022年11月30日改正), https://jlia.lin.gr.jp/data/2022/somu/guideline_20221130.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[7]	日本語教育機関団体連絡協議会, 日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドライン第七版, https://www.nisshinkyo.org/news/pdf/covid19/covid19guideline7.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[8]	一般社団法人 コンサートプロモーターズ協会, 一般社団法人 日本音楽事業者協会, 一般社団法人 日本音楽制作者連盟, 音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(2023年), https://www.acpc.or.jp/pdf/COVID-19/20230206_01.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[9]	一般財団法人 カクテル文化振興会, 一般社団法人 日本バーテンダー協会, 一般社団法人 日本ホテルバーメンズ協会, オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(2022年12月16日改訂) (閲覧日2024年9月4日)
[10]	公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会, 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会, 結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」(2022年11月28日改訂), https://www.bia.or.jp/wp-content/uploads/2022/11/d8c5ef947fae5c1c96e9ffefd0c684c5.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[11]	公益社団法人 日本図書館協会, 図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン2022年12月1日, https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/guideline_20221201.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[12]	一般社団法人 日本コミュニティ放送協会, 新しい生活様式におけるコミュニティ放送事業者のガイドライン(2023年1月16日改訂), https://www.jcba.jp/dcms_media/other/%E6%96%B0%E3%81%97%E3%81%84%E7%94%9F%E6%B4%BB%E6%A7%98%E5%BC%8F%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8BCFM%E3%81%AE%E3%82%AB%E3%82%99%E3%82%A4%E3%83%88%E3%82%99%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3_%E4%BB%A4%E5%92%8C5%E5%B9%B41%E6%9C%8816%E6%97%A5%E6%94%B9%E8%A8%82%E7%89%88.pdf (閲覧日2024年9月4日)

3-9. 部屋の占有率の制限

部屋の占有率の制限 参考文献

項番	文献情報
[13]	公益財団法人日本アイスホッケー連盟,(公財)日本アイスホッケー連盟主催大会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル(有観客版), https://www.jihf.or.jp/common/img/rule/rule_20220912_161330.pdf (閲覧日2025年3月19日)

3-10. 時差出勤や時差利用の実施

3-10. 時差出勤や時差利用の実施

時差出勤や時差利用の実施

対策の概要

満員電車やエレベーター、食堂等に人が集中することを抑制するための始業・就業時刻等の変更。

場面

- 勤務・通勤する場面や従業員が集中する場面。

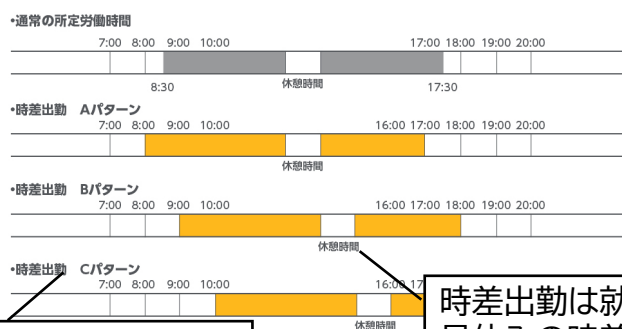
就業規則への規定

- 時差出勤を導入するためには、適用対象や勤務形態、適用事由等を定めた上で、就業規則を改訂する必要がある。
- 昼休みを時差取得する場合には、労使協定で、①対象者の範囲、②新たな昼休みの時間の2点を取り決める必要がある。
- 制度が整っている場合でも、業務体制や業務分担が整っておらず時差出勤等が難しい場合も想定される。

利用者の密集を回避

- 公共交通機関など特定の時間や場所に利用者が密集する可能性があるため、出勤時間帯や利用時間帯に幅を設けて密集を避ける措置を講じることが望ましい。

就業規則への規定



適用対象者、勤務形態、
適用事由等を定める。

時差出勤は就業規則の改訂が必要。
昼休みの時差取得は就業規則の改訂に加え労使協定の締結が必要。

出所) パーソルグループ、時差出勤の効果は？導入のメリットやステップ、注意点を解説、
<https://www.persol-group.co.jp/service/business/article/385/>
(閲覧日2025年1月15日) テキストボックスは三菱総合研究所の追記。

利用者の密集を回避



利用者の密集を避ける
措置をとることが望ましい。

出所) FREEPIK, エレベーター内の社会的距離、
https://jp.freepik.com/free-vector/social-distancing-elevator_10183185.htm#fromView=search&page=2&position=49&uuid=9cb83576-bc13%EF%BC%8D44f4-918b-9112d2de2301&query=%E3%82%A8%E3%83%AC%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%BC (閲覧日2025年1月6日) テキストボックスは三菱総合研究所の追記。

時差出勤や時差利用の実施

感染拡大防止効果

- 通勤電車や社員食堂、更衣室等においては、人と人との距離を確保することやマスクを着用することが難しい場合があり、時差出勤や時差利用を行うことによりそうした感染機会そのものの低減を図ることが期待される。

(参考) 新型コロナウイルス感染症への有効性

- 満員電車は①換気の悪い密閉空間、②人の密集、③近距離の会話や発声のうち、いずれの条件も同時に満たす可能性があるが^[1]、事業者団体のガイドライン及び鉄道事業者各社の取り組みに基づき、電車では換気が徹底されていたこと^[2,3,4]、また、適切な方法で換気を行うことで満員電車であっても良好な換気状態を確保可能との報告がある^[5,6]。また、バスについても同様の検証結果が報告されている^[7]。
- 鉄道においては乗車率が換気量に与える影響がわずかであることがシミュレーションで推測された^[5]。また、走行時の窓開け等による適切な換気を実施していれば、感染リスクを減らすことができることがシミュレーションで推測された^[6]。

コスト

従業員が実施する際のコスト

(1)導入にあたり生じるコスト

- 就業規則の見直し等に伴う業務負担が生じることが考えられる。
- 時差出勤を管理するため、勤怠管理システムの導入・改修が必要になる場合がある。また、同一職場内で従業員ごとに時差出勤制度を導入する場合、従業員ごとに異なる勤務時間を管理するため労務管理が複雑化する可能性がある。
- 従業員間のコミュニケーションや情報共有のためのツールの導入費用が生じる可能性がある。
- 時差出勤制度や時差利用制度の導入に際し、従業員へ周知することに関わる業務負担が生じることが考えられる。
- 通勤時間が異なるため、場合によっては、従来の通勤時間と交通費が変わる可能性がある。

(2)対策の実施中に生じるコスト

- 労働者の始業・終業時間が深夜時間帯を含む場合には、手当てを支給する必要がある^[8]。残業代の計算が複雑化する可能性もある。
- 時差利用について、オフィスや社員食堂等を長く開放する場合には、人件費や光熱費等のコストが増加することが考えられる。

時差出勤や時差利用の実施

従業員が実施する際の留意点

(1)準備

- 感染症予防のためであっても、就業規則や雇用契約に変更の可能性に関する規定がない場合には、会社が出退勤時間や総労働時間、休憩時間等の変更を一方的に行うことはできない点に留意が必要である^[9,10]。法的要件や規則等を確認し、適切に対応することが求められる。
- 労働基準法で、休憩時間は原則として労働者に一斉に与えなければならないこととされているため、昼休みを時差取得とする場合には、労使協定を締結して、①対象者の範囲、②新たな昼休みの時間の2点を取り決める必要がある^[10,11]。
- 医療福祉、教育・保育、運輸・物流、公共機関や行政、建設業、小売業やサービス業等の在宅勤務を実施することが難しいような業種では、時差出勤や休憩時間の時差取得を実施する等の対策を検討することが望ましい^[12]。
- 同一職場内でそれぞれが異なる時間帯に勤務することで、従業員間のコミュニケーションや情報共有などに支障が生じることがないように、適切な連絡体制・手段を整備することが考えられる。
- 職場内の勤務時間の違いを踏まえ、必要に応じて緊急時の連絡体制を見直すことも求められる。

(2)指導

- 時差出勤や時差利用に伴う従業員の生活スタイルの変化により、規則正しい生活習慣を維持できるような指導やストレスチェックの実施など、健康管理やメンタルヘルスへの配慮が必要になる場合が考えられる。

(3)実施

- 時差利用を導入しても人が密集するような場合は、グループに分けて利用する時間を割り当てるなど、利用者の集中する時間を分散させる措置を講じることが必要となることも考えられる。

3-10. 時差出勤や時差利用の実施

時差出勤や時差利用の実施

- 東京都は、通勤時の混雑を緩和させる目的で、住民や事業者向けに時差出勤(オフピーク通勤)を促した^[左]。
- 西武鉄道は、感染症対策として乗客向けに積極的な時差出勤を促した^[右]。

【ポスター・案内表示板等の例】



出所)東京都、スムーズビズ,
<https://smooth-biz.metro.tokyo.lg.jp/downloads/>
 (閲覧日2025年1月15日)



出所)西武鉄道、新しい生活様式啓発ポスター,
https://www.seiburailway.jp/file.jsp?news/news-release/2020/20200910newlifestyle_poster.pdf
 (閲覧日2024年11月15日)

事業者・従業員や利用者への働きかけの例

時差出勤や時差利用の実施

業種別ガイドラインでの記載例・特徴的な対策例

「医療サービス等」

「施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(第12版)」(2022年11月18日)

- <中略> また予約優先制の導入や必要に応じて人数制限等をするなど、患者同士や施術者及びスタッフとの接触時間をできる限り少なくする。
- <中略> また一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避の周知、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をする。

「インフラ運営等」

「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(2022年12月9日)

- 出社勤務の場合は、時差出勤を呼び掛ける。

「教育施設」

「日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドライン第七版」(2022年11月14日)

- 可能な限り、時差(分散)登校、時差(分散)出勤を行い、ラッシュ時の登校、通勤を避ける。

「企業活動、治安維持」

「警備業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(2022年11月30日)

- 感染拡大期には、テレワーク(在宅やサテライトオフィスでの勤務)、時差通勤、ローテーション勤務(就労日や時間帯を複数に分けた勤務)、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態や通勤方法を検討し、公共交通機関の混雑緩和を図ることとする。

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。
※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

3-10. 時差出勤や時差利用の実施

時差出勤や時差利用の実施 参考文献

項番	文献情報
[1]	新型コロナウイルス感染症対策専門家会議, 新型コロナウイルス感染症対策の見解 2020年3月9日, https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000606000.pdf
[2]	鉄道連絡会, 鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン 第一版 令和2年5月14日, https://www.jrfreight.co.jp/info/2020/files/20200515_03.pdf
[3]	一般社団法人 日本民営鉄道協会, 民鉄各社の取り組み, https://www.mintetsu.or.jp/corona-info/pdf/corona_info_yobou_201223.pdf
[4]	京成電鉄株式会社, 新型コロナウイルスに関する感染予防について 2022年5月17日, https://www.keisei.co.jp/cms/files/keisei/MASTER/0110/C7naDk3d.pdf
[5]	公益財団法人鉄道総合技術研究所, 走行時の窓開けによる車内換気の数値シミュレーション, https://www.rtri.or.jp/press/is5f1i000000j0jb-att/20201028_001.pdf
[6]	SHINOHARA, Naohide, et al. Survey of air exchange rates and evaluation of airborne infection risk of COVID-19 on commuter trains. Environment international, 2021, 157: 106774., https://doi.org/10.1016/j.envint.2021.106774
[7]	SHINOHARA, Naohide, et al. Air exchange rates and advection-diffusion of CO2 and aerosols in a route bus for evaluation of infection risk. Indoor Air, 2022, 32.3: e13019., https://doi.org/10.1111/ina.13019
[8]	弁護士法人浅野総合法律事務所, 時差出勤を導入するとき、会社が注意すべき法的ポイント4つ, https://bizuben.com/jisashukkin-point/
[9]	TMI総合法律事務所, リモートワーク・時差出勤や行動制限等の就業規則への反映, https://www.tmi.gr.jp/content/covid-3.4no.17.pdf
[10]	労働基準法 第三十四条(休憩), https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000049#Mp-Ch_4-At_34
[11]	厚生労働省, 新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け), https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q2-4
[12]	立道昌幸他, 厚生労働省, 「令和3年度新規採択課題 8. 職域における総合的感染症予防対策に資するガイドラインの作成、体制整備、ツールの開発に関する研究」統合報告書 総合研究報告書(3/10)第4章, https://www.mhlw.go.jp/content/001275466.pdf
[13]	公益社団法人 全国柔整鍼灸協会, 施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(第12版), https://www.zenjukyo.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2020/04/COVID-19_guideline.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[14]	阪神高速道路株式会社, 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(2022年12月版), https://www.hanshin-exp.co.jp/company/files/221209_guideline.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[15]	日本語教育機関団体連絡協議会, 日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドライン第七版, https://www.nisshinkyu.org/news/pdf/covid19/covid19guideline7.pdf (閲覧日2024年9月4日)

3-10. 時差出勤や時差利用の実施

時差出勤や時差利用の実施 参考文献

項番	文献情報
[16]	全国警備業協会, 警備業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(2022年11月版), https://www.ajssa.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/11/%E8%AD%A6%E5%82%99%E6%A5%AD%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%EF%BC%88R41130%E6%94%B9%E8%A8%82%EF%BC%89%EF%BC%89.pdf (閲覧日2024年9月4日)

3-11. 飲食に関する対策(時差利用、黙食)

3-11. 飲食に関する対策(時差利用、黙食)

飲食に関する対策(時差利用、黙食)

対策の概要

社内食堂等での社食の時差利用の要請、従業員への黙食の要請、飲食店における利用者への黙食の推奨。

場面

- 社内食堂、飲食店等の飲食施設などで飲食を行う場面。

時差利用の要請

- (社食の場合) 社食について、従業員へ時差利用を要請する場合には、昼休み等の休憩時間に幅を持たせて利用者の集中を避ける等の措置を講じることが考えられる。

黙食への協力依頼

- (店舗の場合) 飲食店や社食の利用者に黙食を実行してもらうために、従業員からの説明やポスターの掲示など、分かりやすい方法で依頼することが望ましい。

時差利用の要請

② 食堂・コンビニの時差利用のお願い

食堂・コンビニは 12:00 ~ 12:30 が最も混雑します。時差利用をお願いします

OPEN ~ 12 時

時差利用で混雑緩和
お席の間隔も広く
ご利用できます

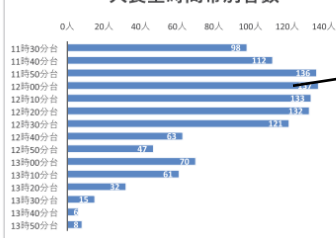
12 時 ~ 12 時 30 分

一番混雑している
時間帯です！
席の譲り合いにご協
力をお願いします。

12 時 40 分 ~

スムーズにご利用頂
けます。都合の付く
方は時差利用で願
いします

大食堂時間帯別客数



食堂は 2 階カフェテリア食堂は 11:00 からオープンしています
コンビニ「はじっこ店」は 9:30 ~ 18:00 の営業です

食堂は食堂ご利用された方のみの利用とさせていただきます。コンビニでご購入いただ
いたお弁当や持参したお弁当は表面マップの食事スペースでお召し上がりください。

食堂等を利用する時間
に幅を持たせる。

ポスター掲示等の
分かりやすい形式
で黙食を依頼する。

黙食への協力依頼

**食事中は
会話を控えて
ください。**

・食事中以外はマスクの着用を。



実施にあたってのポイント

出所)名古屋工業大学 学生生活課・名古屋大学生生活協同組合, [https://www.univcoop-tokai.jp/nitcoop/nus/webapp/data/file.im/html/file/\(%E6%9C%80%E7%B5%82%E7%89%88\)%E6%98%BC%E9%A3%9F%E5%88%86%E6%95%A3%E5%88%A9%E7%94%A8%E4%BF%83%E9%80%B2.pdf](https://www.univcoop-tokai.jp/nitcoop/nus/webapp/data/file.im/html/file/(%E6%9C%80%E7%B5%82%E7%89%88)%E6%98%BC%E9%A3%9F%E5%88%86%E6%95%A3%E5%88%A9%E7%94%A8%E4%BF%83%E9%80%B2.pdf) (閲覧日2025年2月7日) テキストボックスは三菱総合研究所の追記。

3-11. 飲食に関する対策(時差利用、黙食)

飲食に関する対策(時差利用、黙食)

感染
防止
効果
大

- **【時差利用】** 社食や店舗等において、マスクを着用することや人と人との距離を確保することが難しい場合、感染者の排出する飛沫に曝される可能性が高いと考えられる^[1,2]。そのため、利用時間をずらして人の密集を避けることは感染リスクを低減させる可能性がある。
- **【黙食】** 黙食により、飛沫の排出抑制が期待でき、感染リスクを下げる可能性がある^[2]。

コスト

従業員が実施する際のコスト

(1)導入にあたり生じるコスト

- **【時差利用】(社食の場合)** 時差利用制度の導入に際し、従業員へ周知するための業務負担が生じることが考えられる。

(2)対策の実施中に生じるコスト

- **【時差利用】(社食の場合)** 社員食堂を長く開放する場合には、人件費や光熱費等のコストが増加することが考えられる。

利用者の働きかけに関わるコスト

(1)導入にあたり生じるコスト

- **【時差利用・黙食】(店舗・社食の場合)** 時差利用や黙食を周知するためのポスターや案内表示板等の作成、設置に伴う費用や業務負担が生じることが考えられる。

(2)対策の実施中に生じるコスト

- **【時差利用・黙食】(店舗・社食の場合)** 利用者への声かけに伴う業務負担が生じることが考えられる。

飲食に関する対策(時差利用、黙食)

従業員が実施する際の留意点

(1)準備

- **【時差利用】(社食の場合)** 社員食堂等での社食の時差利用の要請について、原則として、休憩時間は労働者に一斉に与えなければならないこととされているため、昼休みを時差取得させる場合には、労使協定を締結して、①対象者の範囲、②新たな昼休みの時間の2点を取り決める必要がある^[3,4]。

(2)実施

- **【時差利用】(社食の場合)** 従業員への時差利用の要請にあたっては、昼休み等の休憩時間に幅を持たせて利用者の集中を避ける等の措置を講じることが必要となることも考えられる。

利用者への働きかけに関わる留意点

(1)準備

- **【時差利用・黙食】(店舗・社食の場合)** ポスターの掲示による事前周知や、従業員が利用者に対して適切な案内ができるようにするための訓練が必要である。

(2)実施

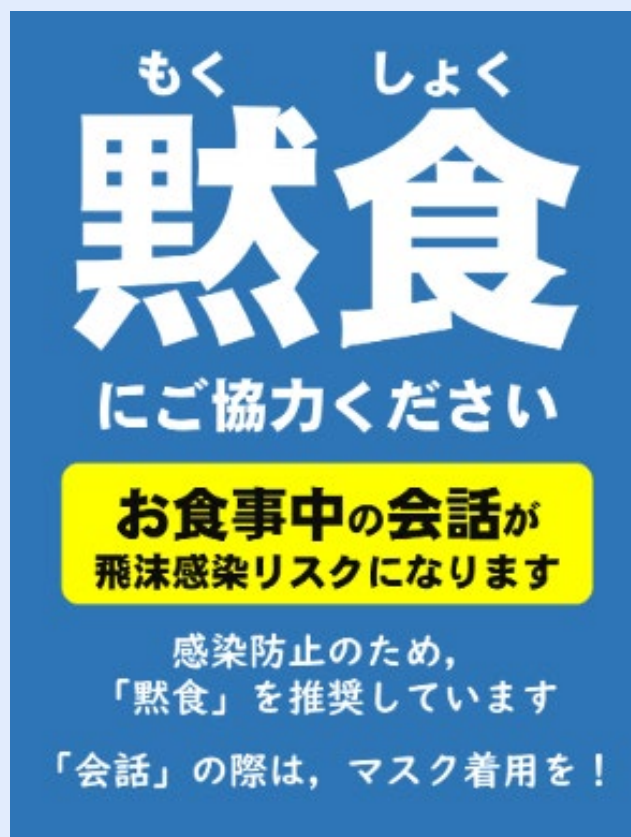
- **【黙食】(店舗の場合)** 顧客に黙食を実行してもらうために、従業員からの説明や、看板、ポスター、マーカー等の使用により、明確に指示が伝わるようにすることが必要である。利用者が黙食を守らなかった際に注意することがトラブルに発展する可能性もあるため、こうした場合の対応策を検討しておくことが望ましい。

3-11. 飲食に関する対策(時差利用、黙食)

飲食に関する対策(時差利用、黙食)

- 宮城県は、住民に対し感染症対策で実施すべきことの1つとして、黙食を促進した。また、その案内を分かりやすく示すことを目的としたポスターを作成した^[左]。
- 市川市は、「黙食」および食事中以外のマスクの着用を推奨するポスターを作成し、感染防止対策に取り組む飲食店に配付した^[右]。

【ポスター・案内表示板等の例】



出所)宮城県, 感染予防ポスター, <https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/covid-19-tirashi.html> (閲覧日2024年12月5日)



出所)市川市, 広報いちかわ9月18日号 インフォメーション 黙食(もくしょく)推奨ステッカー・ポスターを配付しています, <https://www.city.ichikawa.lg.jp/pr/20210918/info20210918.html> (閲覧日2025年3月10日)

3-11. 飲食に関する対策(時差利用、黙食)

飲食に関する対策(時差利用、黙食)

新型コロナウイルス感染症対応における
業種別ガイドラインでの記載例・特徴的な対策例

「医療サービス等」

「施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(第12版)」(2022年11月18日)

- **【時差利用】** 休憩・休息の際はスタッフ同士が触れ合わない距離を保つこと。また一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避の周知、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をする。
- **【黙食】** 食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用し大声や長時間の会話を控えるよう呼びかける。

「物流・輸送」

「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(第6版)」(2022年12月27日)

- **【黙食】** <中略>、国際線の長距離便については、旅客の搭乗時間も長く、感染リスクが相対的に高くなることから、可能な限り食事中の会話を控える等、感染拡大予防策を講じること。

「金融」

「労働金庫における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(2023年2月28日)

- **【時差利用】** 飲食の場面において、食事中以外のマスク着用徹底、座席配置の工夫、アクリル板等パーテーション設置、人数制限、利用時間をずらす工夫等の対策を実施する。

「食堂、レストラン、喫茶店等」

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」(2022年12月13日)

- **【時差利用】** テイクアウトを実施している店舗では、お客様の店内滞留時間を短くするために、事前予約注文を受け付けるなどの仕組みを導入する。
- **【黙食】** スプーン、箸などの食器の共有、使い回しは避けるよう、掲示などにより注意喚起する。
- **【黙食】** お客様同士のグラスやお猪口の回し飲み、大声での会話は避けるよう、業態に応じ、掲示等により注意喚起する。

※ 新型コロナウイルス感染症対応における対策例であり、実際は、感染症の特性に応じて対策内容を検討する必要があることに留意。

※ 業種別ガイドラインから引用した文章であるため、一部表記揺れ等が存在する。

※ [時差利用][黙食]という表記は三菱総合研究所の追記。

3-11. 飲食に関する対策(時差利用、黙食)

飲食に関する対策(時差利用、黙食) 参考文献

項番	文献情報
[1]	立道昌幸他, 厚生労働省, 「令和3年度新規採択課題 8. 職域における総合的感染症予防対策に資するガイドラインの作成、体制整備、ツールの開発に関する研究」統合報告書 総合研究報告書(3/10)第4章, https://www.mhlw.go.jp/content/001275466.pdf
[2]	坪倉誠, 理化学研究所, 室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策(課題代表者; 理化学研究所/神戸大学 坪倉 誠) - 2020年10月13日 記者勉強会 オンラインスライド(動画付き), https://www.r-ccs.riken.jp/outreach/formedia/201013Tsubokura/
[3]	労働基準法 第三十四条(休憩), https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC00000000049#Mp-Ch_4-At_34
[4]	厚生労働省, 新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け), https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q2-4
[5]	公益社団法人 全国柔整鍼灸協会, 施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン(第12版), https://www.zenjukyo.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2020/04/COVID-19_guideline.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[6]	定期航空協会(一社)全国空港事業者協会, 航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン2022年12月27日改定(第六版), https://teikokyo.gr.jp/cms/wp-content/uploads/2023/09/267f88002832aa3276edd8c50a17e97f.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[7]	一般社団法人 全国労働金庫協会, 労働金庫における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和5年2月28日改正), https://all.rokin.or.jp/important/file/20230228_coronaguideline.pdf (閲覧日2024年9月4日)
[8]	一般社団法人 日本フードサービス協会, 一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会, 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン 改正:令和4年12月13日, https://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguideline_221213kai.pdf (閲覧日2025年3月19日)

卷末

業種別ガイドラインの選定方法について

- 以下の手順で利用例を記載する業種別ガイドラインを選定した。

1 業界団体の選定

令和5年度委託事業で業界団体を対象として実施したアンケートにおける回答に基づき、以下の方法で、各業界から業界団体を選定した。

- ① 「業種別ガイドラインは会員事業者の自主的な感染対策に有効であったと思いますか」に対して、自己評価として「そう思う」と回答した業界団体を選定。
- ② ①で複数の業界団体が選定された場合は、ガイドラインの改訂回数が最も多い業界団体を選定。

【選定した業界団体の例】

業種	体育館、水泳場、ボウリング場、運動施設、遊技場		
業界団体	公益社団法人 日本プロサッカーリーグ		
アンケート	● 業種別ガイドラインは会員事業者の自主的な感染対策に有効であったと思いますか。 ● ガイドラインの改訂回数を記入してください。	➡ ➡	そう思う 76回

上記で選定した業界団体の他に、有識者から挙げられた業界団体も対象に含めた。

業種別ガイドラインの選定方法について

2 版の選定

「マスク着用の考え方の見直し等について」(2023年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、同年3月13日より新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク着用は個人の判断に委ねることが基本とされたことから、各業種別ガイドラインは全般に大きく修正・簡素化が行われた。次の感染症有事において参考となるよう、各業種別ガイドラインはマスク着用の考え方の見直し以前の最新版を選択した。

業種別ガイドラインの選定方法について

3 記載事項の抽出

(1) 11の感染症対策ごとに、上記の方法で選定した24個の業種別ガイドラインの中から、当該感染症対策に関する記載事項のない業種別ガイドラインを取り除いた。

(2)

【(1)で残ったもののの中に、最も改訂回数の多い「公益社団法人 日本プロサッカーリーグ」が含まれている場合】

「公益社団法人 日本プロサッカーリーグ」の記載事項を抽出した。

さらに、(1)で残った業種別ガイドラインの中で、以下のいずれかの条件を満たす記載事項がある業種別ガイドラインがある場合は、当該記載事項を抽出した。

① 追加的な情報のあるもの

(例.【手洗いの場合】消毒(濃度70%以上のアルコールなど)を徹底する。)

② 一定の場面などでさらに厳しいもの

(例.【手洗いの場合】施術内容によっては手袋の使用も検討する。)

③ 一定の要件などを設けて緩和したもの

(例.【手洗いの場合】70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。)

【(1)で残ったもののの中に、「公益社団法人 日本プロサッカーリーグ」が含まれていない場合】

(1)で残った業界団体のガイドラインの記載事項を全て抽出した。